

資料-2 前回協議会以降の新規トピック等

【目次】

1. 本協議会における防災教育に関する取組.....	1
2. 簡易型河川監視カメラ及び危機管理型水位計の運用.....	12
3. 水害リスクラインの運用.....	18
4. 浸水ナビの運用「地点別浸水シミュレーション検索システム」.....	21
5. 避難確保計画作成に係る講習会の企画調整・運営マニュアル.....	22
6. 洪水ハザードマップ等の作成や周知・利活用の取組促進.....	25

(持ち回り開催に伴う補足)

- ・本資料は、前回協議会から今回協議会の間の新たな通知や取り組み等について、情報共有を行うものである。
- ・上記 1. は、前回協議会で承認された「川の防災に関する指導計画」について、令和元年 12 月に、流域内の全小中学校に情報提供を行った報告である。
- ・上記 2～4. は、新たに運用開始に関する情報提供である。
- ・上記 5. は事前に担当者宛にメールで情報提供したものと同一資料である。
- ・ここで最も注目いただきたいのは、「**6. 洪水ハザードマップ等の作成や周知・利活用の取組促進**」であり、これは令和元年 7 月に発出された通知であるが、台風 19 号における逃げ遅れ等による被害を受けて、10 月下旬に再周知という形で発出され、今、全国の減災協議会で最も力を入れて促進を促すべきとされている取組の一つである。本資料では、通知のほか「ハザードマップ利活用事例集」も添付してあるので、各機関とも参考にされたい。特に、通知にもある「**マイタイムラインの作成**」は、住民自ら手を動かす取組で、より実行力のある避難に繋げることが出来ると考えられるため、資料-3 のとおり、本協議会でも新たな取り組みとして追加したいと考えている。

防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について

【支援校：上越市立春日新田小学校との取組報告】

- ① 平成29年11月7日に国土交通省 水管理・国土保全局より各地方整備局宛に防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について通達。（附属資料1）
- ② 平成29年11月7日に文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長より各都道府県教育委員会関係機関宛に国土交通省等と連携した防災教育の取組について通知。（附属資料2）
- ③ 平成29年12月6日に北陸地方整備局企画部長・河川部長より各河川関係事務所長宛に防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について通知。（附属資料3）
- ④ 上越市立春日新田小学校について、事務局から上越市教育委員会へ説明に行き、平成30年2月20日付で大規模氾濫減災協議会への支援校として推薦を頂く。
- ⑤ 事務局から上越市立春日新田小学校に説明に行き、平成30年3月5日に校長及び教頭に支援校として決定する旨の承諾を得る。
- ⑥ 第4回 関川・姫川大規模氾濫に関する減災対策協議会（平成30年4月18日開催）にて、上越市立春日新田小学校を防災教育の支援校として決定。
- ⑦ 上越市立春日新田小学校に防災教育の指導計画（素案）を提示し、平成30年11月15日に教諭による計画作成を依頼。
- ⑧ 総合学習支援の協力者である上越教育大学大学院の山縣教授に指導計画を提示し、平成30年11月29日に承諾を得る。
- ⑨ 上越教育大学大学院 山縣教授の協力のもと、指導計画に基づく「川の防災学習」を令和元年6月13日、6月25日、7月2日に上越市立春日新田小学校にて実施。
- ⑩ 関川・姫川流域内及び流域外の全小学校と全中学校（上越市教育委員会、妙高市教育委員会、糸魚川市教育委員会）において、令和元年12月2日に「川の防災」に関する指導計画について情報提供を実施。合わせて、国土交通省作成の「防災教育ポータル」についても情報提供を実施。

令和元年12月2日

上越市教育委員会 教育長 様
妙高市教育委員会 教育長 様
糸魚川市教育委員会 教育長 様

関川・姫川大規模氾濫
に関する減災対策協議会 会長
(高田河川国道事務所 所長)

「川の防災」に関する指導計画について（情報提供）

日頃より国土交通行政をはじめ河川事業全般にわたり、ご支援、ご協力を賜り御礼申し上げます。

この度、より円滑な防災教育の実施につながるよう、「関川・姫川大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下、協議会）」（協議会規約は別添-1のとおり）において、学校における防災教育の支援の一環として、「川の防災」に関する指導計画【関川編】（以下、指導計画）」（別添-2）を作成しましたので、情報提供させていただきます。

本指導計画は、本協議会がこれから各学校に対して防災教育の支援活動を広げていく上で、最初のモデル校として選定された春日新田小学校で実際に実施されている授業を元に作成したもので、元々は上越教育大学大学院の山縣教授がご考案され、自ら実施されてきた授業を指導計画にしたものです。

本指導計画は、あくまで【関川編】であり、指導内容も支援校である春日新田小学校に特化したものとなっていますが、実際に各学校で本指導計画を活用したいとのお声をいただければ、各学校の地理的条件を踏まえ、本協議会にて指導計画の内容を修正し、新たに提供させていただくなどの支援をさせていただこうと考えております。

つきましては、以上の旨、貴教育委員会所管の関川及び姫川流域内（流域の範囲は別添-3参照）の全小学校に情報提供いただき、本指導計画を活用したい等のご要望があれば、各学校個別でも、教育委員会を通してでも結構ですので、本協議会事務局まで、ご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（参考通達等）

- ・平成29年11月7日付 29初健食第31号「国土交通省等と連携した防災教育の取組について（通知）」（別添-4）

■事務局 高田河川国道事務所 河川管理課
電話：025-521-4542（河川管理係直通）
河川管理係長 村山 murayama-m8310@mlit.go.jp
河川管理係員 石山 ishiyama-k84xv@mlit.go.jp

令和元年12月2日

上越市教育委員会 教育長 様
妙高市教育委員会 教育長 様
糸魚川市教育委員会 教育長 様

関川・姫川大規模氾濫
に関する減災対策協議会 会長
(高田河川国道事務所 所長)

「川の防災」に関する指導計画について（情報提供）

日頃より国土交通行政をはじめ河川事業全般にわたり、ご支援、ご協力を賜り御礼申し上げます。

この度、より円滑な防災教育の実施につながるよう、「関川・姫川大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下、協議会）」（協議会規約は別添-1のとおり）において、学校における防災教育の支援の一環として、「川の防災」に関する指導計画【関川編】（以下、指導計画）」（別添-2）を作成しましたので、情報提供させていただきます。

つきましては、貴教育委員会所管の関川及び姫川流域外の全小学校にも情報提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（参考通達等）

- ・平成29年11月7日付 29初健食第31号「国土交通省等と連携した防災教育の取組について（通知）」（別添-3）

■事務局 高田河川国道事務所 河川管理課
電話：025-521-4542（河川管理係直通）
河川管理係長 村山 murayama-m8310@mlit.go.jp
河川管理係員 石山 ishiyama-k84xv@mlit.go.jp

令和元年12月2日

上越市教育委員会 教育長 様
妙高市教育委員会 教育長 様
糸魚川市教育委員会 教育長 様

関川・姫川大規模氾濫
に関する減災対策協議会 会長
(高田河川国道事務所 所長)

「川の防災」に関する指導計画について（情報提供）

日頃より国土交通行政をはじめ河川事業全般にわたり、ご支援、ご協力を賜り御礼申し上げます。

この度、より円滑な防災教育の実施につながるよう、「関川・姫川大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下、協議会）」（協議会規約は別添-1のとおり）において、学校における防災教育の支援の一環として、「川の防災」に関する指導計画【関川編】（以下、指導計画）」（別添-2）を作成しましたので、情報提供させていただきます。

つきましては、貴教育委員会所管の全中学校にも情報提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（参考通達等）

- ・平成29年11月7日付 29初健食第31号「国土交通省等と連携した防災教育の取組について（通知）」（別添-3）

■事務局 高田河川国道事務所 河川管理課
電話：025-521-4542（河川管理係直通）
河川管理係長 村山 murayama-m8310@mlit.go.jp
河川管理係員 石山 ishiyama-k84xv@mlit.go.jp

令和元年12月2日

上越市教育委員会 教育長 様
妙高市教育委員会 教育長 様
糸魚川市教育委員会 教育長 様

関川・姫川大規模氾濫
に関する減災対策協議会 会長
(高田河川国道事務所 所長)

「防災教育ポータル」について（情報提供）

日頃より国土交通行政をはじめ河川事業全般にわたり、ご支援、ご協力を賜り御礼申し上げます。

この度、国土交通省では、多忙な先生方を支援するため、学校現場の防災教育に活用できるよう、防災教育専用のインターネットポータルサイト「防災教育ポータル」を立ち上げましたので、情報提供させていただきます。

このサイトでは、洪水の危険性と命を守るために必要な知識をわかりやすく伝えるための手引き、教材、事例などの情報提供ツールをダウンロード提供しています。

映像素材やパネル教材などの国土交通省の水防災教育ツールのほか、その他7機関による防災ツールも提供していますので、是非一度ご覧ください。

より円滑な防災教育の実施につながるよう、ご活用いただけましたら幸いです。

○防災教育ポータルのURL等

↓↓↓

防災教育ポータル

検索

URL: <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>



■事務局 高田河川国道事務所 河川管理課
電話：025-521-4542（河川管理係直通）
河川管理係長 村山 murayama-m8310@mlit.go.jp
河川管理係員 石山 ishiyama-k84xv@mlit.go.jp

防災教育に関する支援実施校：春日新田小学校

令和元年7月5日

上越市立春日新田小学校（4年生）において、
出前講座「川の防災学習」を実施しました。

関川流域を襲った平成7年の「7.11水害」から24年が経ちました。子供たちは、あの水害の恐ろしさを経験していません。その一方、最近では、猛烈な雨が全国で頻発していることから、こうした水害に備えるためには、「川のことや、水害時の行動などを学ぶ」とともに「川に親しみ、川を常に気にかける」ことが大切です。そこで、国土交通省高田河川国道事務所では、防災教育の専門家である上越教育大学大学院山縣教授の協力のもと、上越市立春日新田小学校4年生（計2組65名）を対象に、下記の出前講座「川の防災学習」を実施しました。

【山縣耕太郎教授 プロフィール】

所属：上越教育大学大学院学校教育研究科社会系教育講座教授
専門は自然地理学（島弧火山発達史、第四紀環境変遷史など）。
上越教育大学が主催する出前講座では、「地域の災害を想定する」をテーマに防災教育を行っている。

○第1回 テーマ「川の防災に関する基礎学習」

災害の種類、過去の水害、洪水が起きる理由、洪水の被害を防ぐ方法の紹介

日時：令和元年6月13日(木)3限10:35～11:20(1組)、4限11:25～12:10(2組)

場所：春日新田小学校 多目的室

○第2回 テーマ「川の防災に関する現地学習」

洪水時に危ない場所の確認と避難場所の説明、地元の水害体験者からの聞き取り

日時：令和元年6月25日(火)2・3限9:30～11:20(2組)、5・6限13:40～15:30(1組)

場所：春日新田小学校周辺～関川（学習コースは別図-1のとおり）

○第3回 テーマ「川の防災に関する自己学習」

通学路やその周辺の洪水時に危ない場所や避難場所をまとめる

日時：令和元年7月2日(火)2限9:30～10:15(2組)、3限10:35～11:20(1組)

場所：春日新田小学校 多目的室



第1回講座風景



第2回講座風景



第3回講座風景

小学校の学習支援『川学習の出前講座』

第1回「川の防災に関する基礎学習」

実施校：上越市立春日新田小学校

実施日：令和元年6月13日(木)

学年・人数：4年生・計65名

- 講座内容：1) 7.11水害、全3回にわたる講座の説明
2) 災害の種類の説明 ～上越市ではどのような災害が起きるのだろう～
3) 上越市における過去の水害の説明
4) 洪水が起こる理由の説明 ～なぜ関川では洪水が起きるのだろう～
5) 洪水を防ぐ方法の説明 ～どうすれば洪水の被害を防ぐことができるのだろう～



7.11水害について

7.11水害により、小学校周辺が水に浸かったことを学びました。



「川の防災学習」の内容

川の近くに暮らす私たちの生活は、洪水の災害と隣り合わせ。そこで「川の防災学習」の必要性和全3回の講座内容を学びました。



上越市で起こる災害の種類

洪水、地震、津波、火災、大雪など多くの災害があり、上越市でもいろいろな災害が起こる可能性があることを学びました。



上越市における過去の水害

上越市は7.11水害をはじめ、何度も水害を受けてきたことを学び、洪水が身近な災害であることを感じました。



なぜ関川では洪水が起きるのだろう（上越市の降水量）

スケールを使って、上越市の年間降水量を他の都市と比較しました。上越市は東京に比べ2倍以上の降水量であることを学びました。



なぜ関川では洪水が起きるのだろう（関川の流域・勾配）

関川は広範囲に降った雨が集まること、他の河川より急勾配で勢いよく川の水が流れ、洪水が起こりやすいことを学習しました。



なぜ関川では洪水が起きるのだろう（高田平野のなりたち）

模型を使って、高田平野のなりたちを学習しました。私たちが暮らす高田平野は洪水が運んだ土砂がつくった土地で、元々洪水が起きやすいことを学びました。



どうすれば洪水の被害を防ぐことができるのだろう

生徒に「洪水被害を防げる」方法を問いました。その結果、「高いところに避難する」などの回答が挙げられました。



その他 パネル展示

今から24年前に発生した7.11水害や、関川に棲む魚・動物・植物に関するパネルで、関川について紹介しました。子どもたちは興味深そうにパネルを見ていました。

小学校の学習支援『川学習の出前講座』

第2回「川の防災に関する現地学習」

実施校：上越市立春日新田小学校

実施日：令和元年6月25日(火)

学年・人数：4年生・計65名

- 講座内容：1) 洪水時に危ない場所、避難場所を現地確認 ※現地学習ルートは別図-1のとおり
2) 地元町内会長より7.11水害当時の様子、昔の川の様子の説明
3) 洪水に備えた関川の施設を見学・説明
4) 宿題の説明



学習ルート①

洪水時に見えなくなり危ない場所（縁石）

洪水の時には、縁石や側溝が濁った水の下となり見えなくなることから、注意を払う必要があることを学びました。



学習ルート②

7.11水害当時の様子（安江2丁目交差点）

7.11水害では、戸野目川が越水して、子供たちの腰位の深さ(約75cm)まで浸水したことを学びました。



学習ルート③

洪水時に水深が深くなり危ない場所（水田）

道路より低い水田などは、洪水時に浸水すると、より水深が深くなります。溺れることもあり、大変危険なことを学びました。



学習ルート④

7.11水害当時の様子（松村橋）

昔、松村橋は低い吊橋であったことから、7.11水害では、水が堤防を越えて住宅地にあふれ、床上・床下浸水したことを学びました。その後、堤防を嵩上げし、安全になったことも学びました。



学習ルート⑤

7.11水害当時の様子（松村新田）

7.11水害では、住民が戸野目川の堤防上に土のうを積んだことを学びました。実際に土のうを持って重さを体験しました。



学習ルート⑥

7.11水害当時の様子（春日新田地区）

7.11水害の水位痕跡を確認して、側溝の深さと合わせると水位は110cmにもなることを体感し、洪水時には、道路の端は歩かないことを学びました。

小学校の学習支援『川学習の出前講座』



学習ルート⑧

洪水時の避難場所

洪水が起きたときは、川に近づかないこと、頑丈な2階建て以上の建物(避難所等)に避難すること、道路に水が流れているときは外に出ないことを学びました。



学習ルート⑨

洪水時に水かさが増えて危ない場所（排水路）

排水路は、洪水時に周りから水が集まり、流れも急になるため、近づかないようにすることを学びました。



学習ルート⑩

洪水時に見えなくなり危ない場所（蓋のない側溝）

洪水の時には、縁石や側溝が濁った水の下となり見えなくなることから、側溝に落ちないように道路の真ん中を歩くことを学びました。



学習ルート⑫

洪水に備えた関川の施設を見学（樋門）

関川の水位が上昇した時には、ゲートを閉めて宅地側に水が逆流するのを防ぎ、宅地側に水が溢れた時は、ポンプ車で川に水を戻すことを学びました。



学習ルート⑬

洪水に備えた関川の施設を見学（資材倉庫）

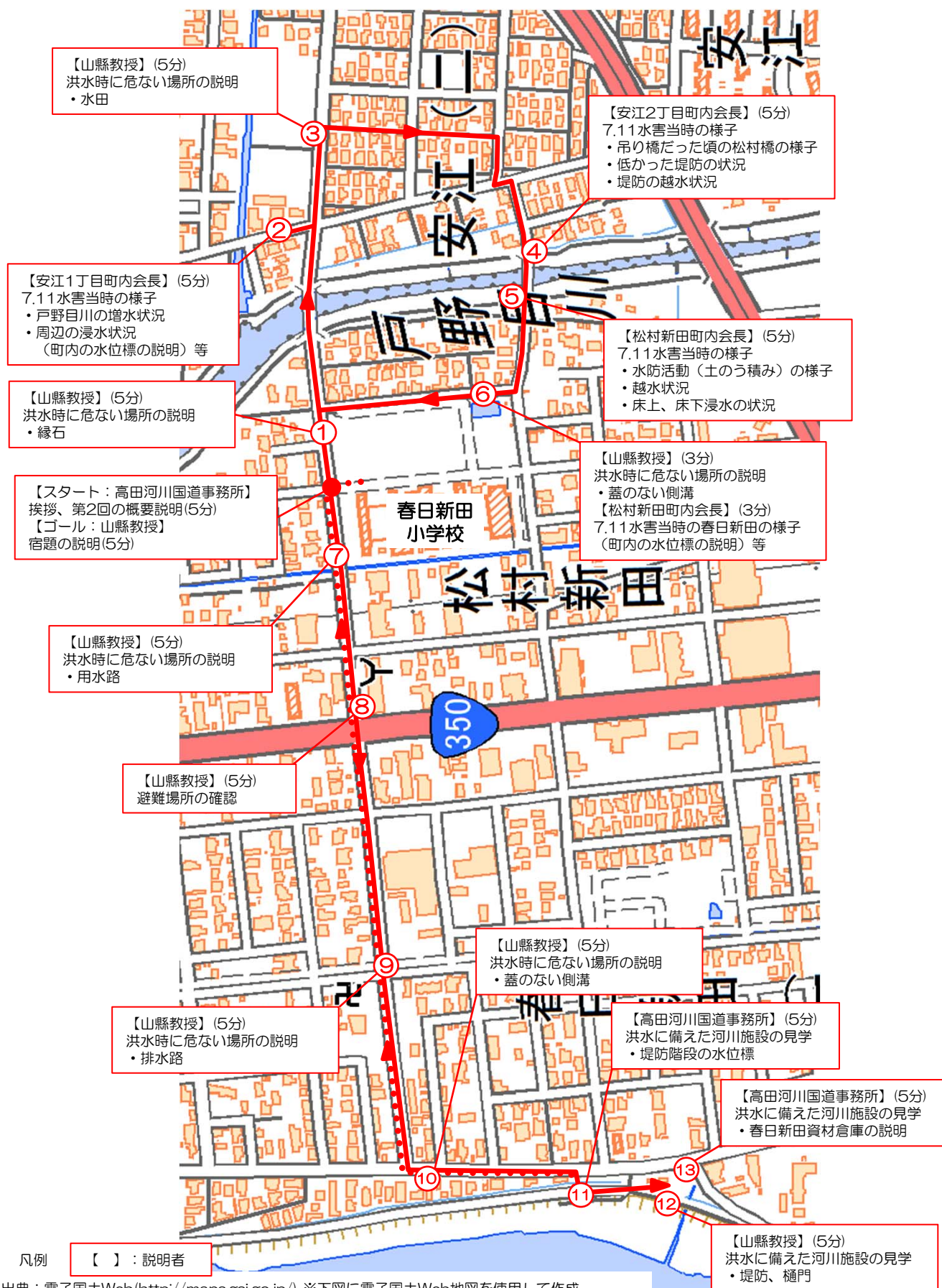
水防活動時が使用する土のう袋やライフジャケット、照明、ゴムボートなどを保管している資材倉庫を見学して、常に洪水に対する備えがあることを学びました。



第3回講座までの宿題の説明

最後に小学校周辺の地図が配布され、第3回講座までに「通学路上にある洪水時に危ない場所や避難できる場所を探してくる」という宿題が出されました。

第2回「川の防災に関する現地学習」 別図-1 現地学習ルート



出典：電子国土Web(<http://maps.gsi.go.jp/>) ※下図に電子国土Web地図を使用して作成

小学校の学習支援『川学習の出前講座』

第3回「川の防災に関する自己学習」

実施校：上越市立春日新田小学校

実施日：令和元年7月2日(火)

学年・人数：4年生・計65名

- 講座内容： 1) 通学路やその周辺の洪水時に危ない場所や避難場所を地図にまとめる
2) 7.11水害時の小学校周辺の被害状況と洪水ハザードマップの説明
3) 洪水発生時の対処方法の説明 ～もし洪水が起きたらどうすればよいのだろう～
4) 川の恵みの説明 ～川は友達～



通学路やその周辺の危ない場所や避難場所をまとめる

宿題として調べてきた、洪水の時に通学路において危ない場所、安全な場所をそれぞれ黄色と青のふせんに書き出しました。



大きな地図に整理する

大きな地図に危ない場所や避難場所が書かれたふせんを整理し、身の回りの危険/安全な場所を学びました。



7.11水害における小学校周辺の被害

地図の上に7.11水害の浸水範囲を重ね、小学校周辺での浸水など被害状況を学びました。



洪水ハザードマップの浸水範囲

洪水ハザードマップの浸水予想範囲は、7.11水害の浸水範囲よりさらに広く、洪水時には広い範囲で浸水する可能性があることを学びました。



洪水時の対処方法

洪水時は、高い場所や安全な場所に避難し外に出ないこと、洪水に備えて家族と話し合っておくことなどを学びました。



川の恵み

普段の川は、自然の恵みや癒しなど私達が生活する上では、とても大切な役割を果たしていることを学びました。

【目的】

氾濫の危険性が高く、人家や重要施設のある箇所に「簡易型河川監視カメラ」を設置し、河川状況を確認することで、従来の水位情報に加え、リアルタイムのある洪水状況を画像として住民と共有し、適切な避難判断を促す。

【特徴】

- **屋外に容易に設置**（無線式の場合は電源・通信ケーブルの確保不要）
- **機能を限定しコストを低減**
（ズームや首振り機能は削除。機器本体価格は、**30万円/台程度**）

【現状及び今後の予定】

- 開発19チーム(29者)により機器開発完了。機器特性をとりまとめ公表。
- **順次現場へ実装し、HPで公開予定。**

参加チーム・企業グループ(順不同): 19企業グループ

①CIM解決研究会、②(株)シーティエス、③日立国際電気、トッパン・フォームズ、④西尾レントオール、⑤(株)サイバーリンクス、⑥(株)みどり工学研究所、⑦(株)建設技術研究所・(株)エースプロモーション共同提案グループ、⑧パシフィックコンサルタンツ(株)・(株)クレアリンクテクノロジ、⑨アラソフトウエア・(国研)情報通信研究機構、⑩五大開発・情報システム総合研究所合同チーム、⑪三菱電機エンジニアリング(株)、⑫(株)イーラスト、⑬OKI、⑭三井共同建設コンサルタント(株)、(株)MI、⑮TOA(株)、⑯キョウワタクト(株)、(株)クリエイティブシステムズ、⑰坂田電機(株)、⑱日本工営(株)、⑲東芝インフラシステムズ(株)、⑳ソフトバンク(株)、ハイテクインター(株)、東芝インフラシステムズ(株)



①無線式簡易型河川監視カメラ

屋外に容易に設置可能でかつ、電源・通信ともにワイヤレスで運用可能なカメラ

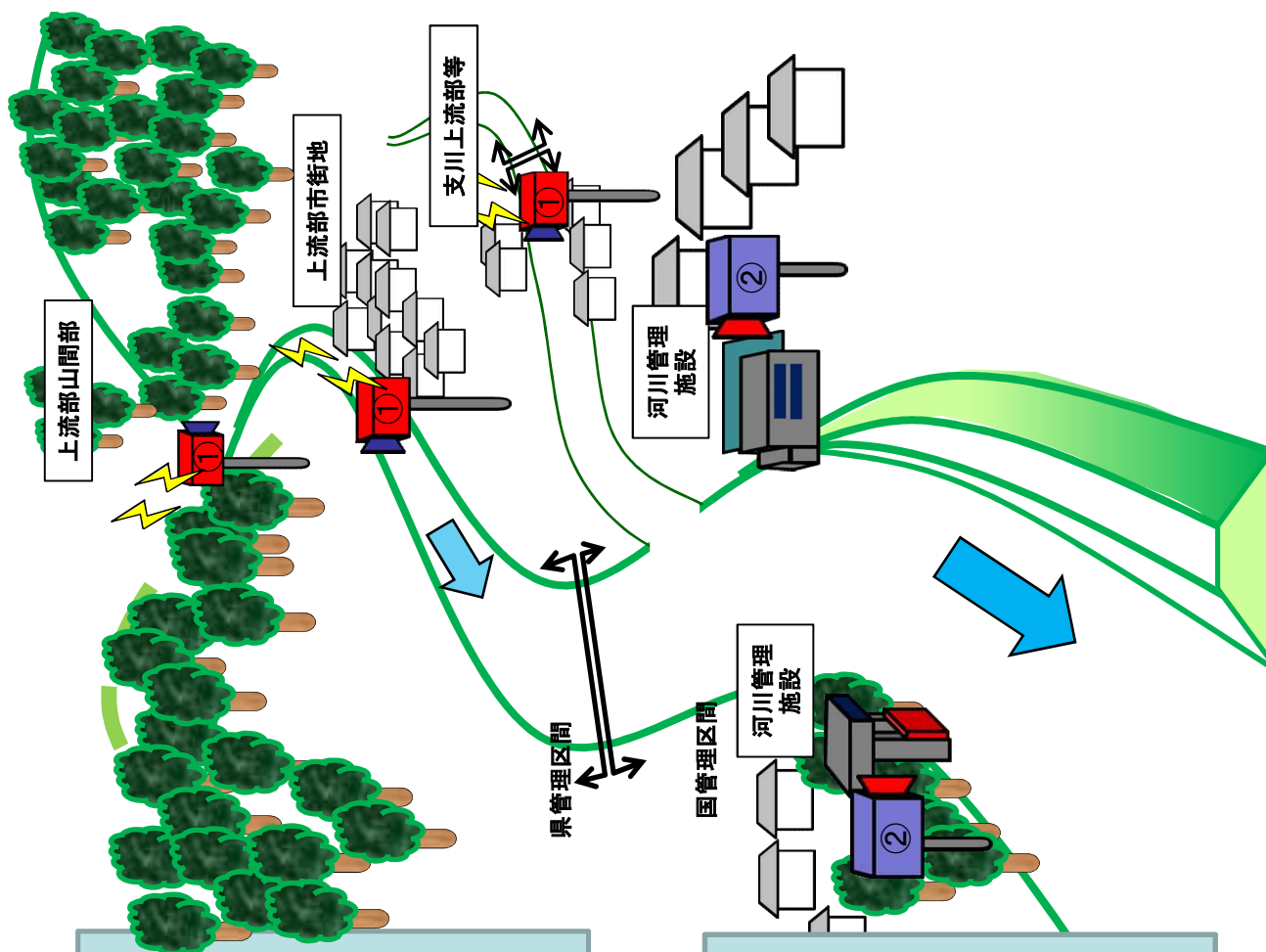
- ・ 主に商用電源の確保が難しい山間部等への設置や通信網（有線）の整備が難しい支川上流部や県管理区間等への設置を推進し、中小河川等の画像（映像）情報の充実化。
- ・ 将来的に有線通信網等を整備した際には、有線カメラとしても使用可能。



②有線式簡易型河川監視カメラ

屋外に容易に設置可能でかつ、初期導入コストが安価なカメラ

- ・ 商用電源や通信（有線）の確保できる箇所を設置し、河川の状況等を監視し、映像情報の充実化。
- ・ 河川管理施設（排水機場や樋門等）に設置し、ゲートの稼働状況や水位変動や安全確認等、広い範囲を監視（広角120°以上）する必要がある、施設監視カメラ等として設置を想定。



【応募テーマ①：無線式簡易型河川監視カメラ】

コンセプトは「簡易型河川監視カメラのコンセプト」のページを参照

○リクワイヤメント

主な技術仕様等

- 屋外に容易に設置可能なカメラシステム
- ターゲットプライス：本体価格30万円／台以下
- 設置後5年程度の連続使用を想定
- 使用温度範囲：-10℃～40℃（ただし、オプション装備品等を組み合わせることで寒冷地（温度範囲：-20℃～40℃）での使用にも対応できることが望ましい）
- 高画質（HD画質（1280×720画素）以上）
- 広範囲（水平画角90°以上）の画像を撮影可能
- 夜間（月明かり程度（最低被写体照度0.5ルクス））でも撮影可能
- ワイヤレス（商用電源、有線通信接続が不要）で静止画像及び動画の伝送が可能な小型カメラシステム
 - ①太陽電池等で稼働し、5分毎の静止画像をLTE通信等の無線通信により伝送
 - ②無日照等の状態で7日間（約2,000回伝送）の静止画像伝送が可能
 - ③静止画像伝送時の通信料は1台あたり1,000円/月以下を目標
 - ④動画も伝送可能（設置者により選択）
 - （上記①～③の送信頻度・回数、通信料は、動画伝送時は適用外とする）
 - ⑤商用電源による電力供給にも対応
 - ⑥静止画像及び動画は、インターネット経由で閲覧できること（静止画像はJPEG形式とする）

公募を期待する企業等のイメージ

- IT関連企業等
- カメラ機器開発企業等
- 画像の圧縮技術を有する企業等
- 安価な大容量通信を提供する者 等

応募テーマのリクワイヤメント

【応募テーマ②：有線式簡易型河川監視カメラ】

コンセプトは「簡易型河川監視カメラのコンセプト」のページを参照

○リクワイヤメント

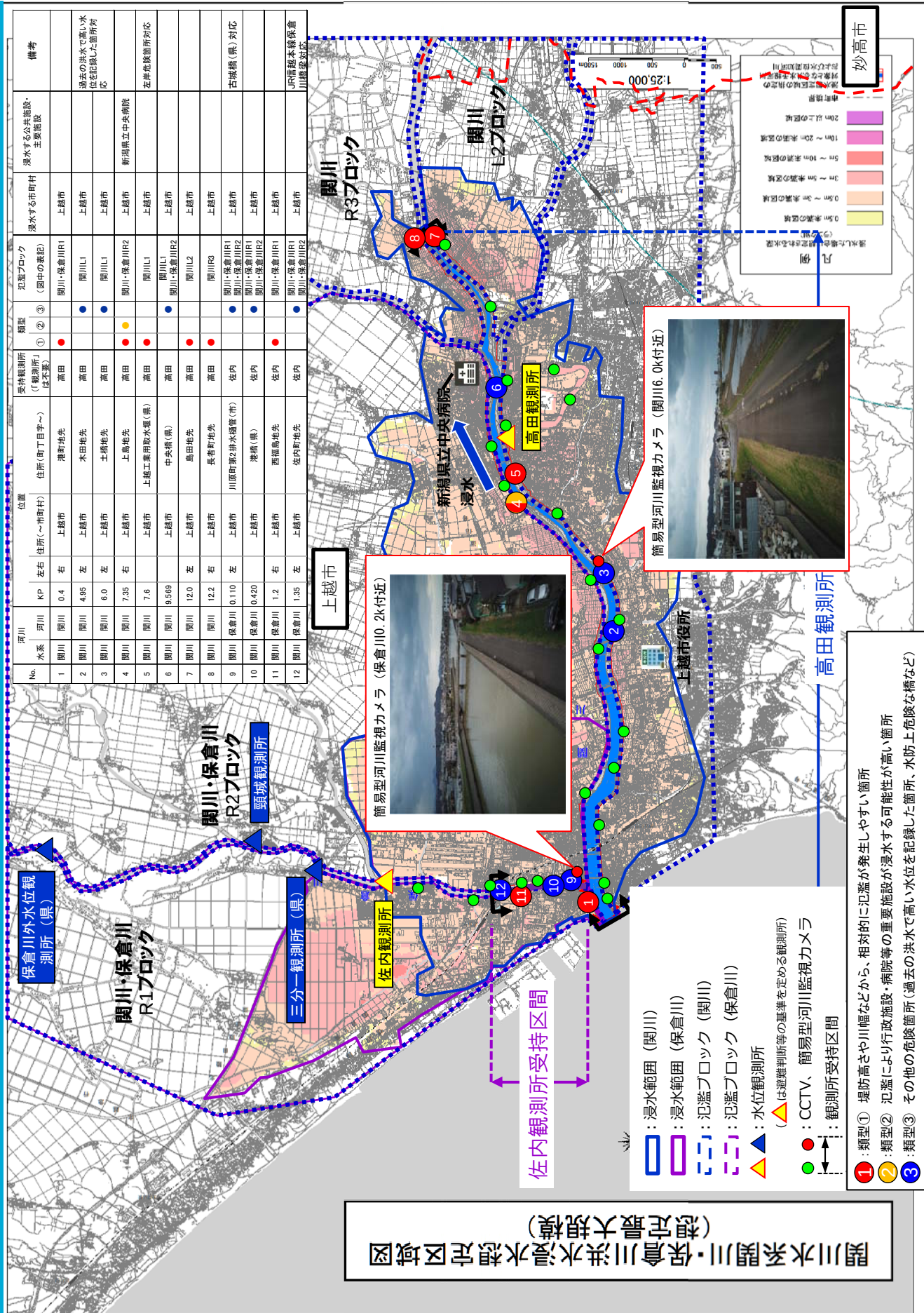
主な技術仕様等

- 屋外に容易に設置可能な小型カメラシステム
- ターゲットプライス：本体価格10万円／台以下
- 設置後5年程度の連続使用を想定
- 使用温度範囲：－10℃～40℃（ただし、オプション装備品等を組み合わせて寒冷地（温度範囲：－20℃～40℃）での使用にも対応できることが望ましい）
- 高画質（HD画質（1280×720画素）以上）
- 広範囲（水平画角120°以上）の画像を撮影可能
- 夜間（月明かり程度（最低被写体照度0.5ルクス））でも撮影可能
- 有線接続（商用電源、有線LAN）環境で、動画を伝送
- 動画は、インターネット経由で閲覧できること

公募を期待する企業等のイメージ

- IT関連企業等
- 監視カメラ開発企業等 等

簡易型河川監視カメラ、危機管理型水位計設置箇所（関川・保倉川）

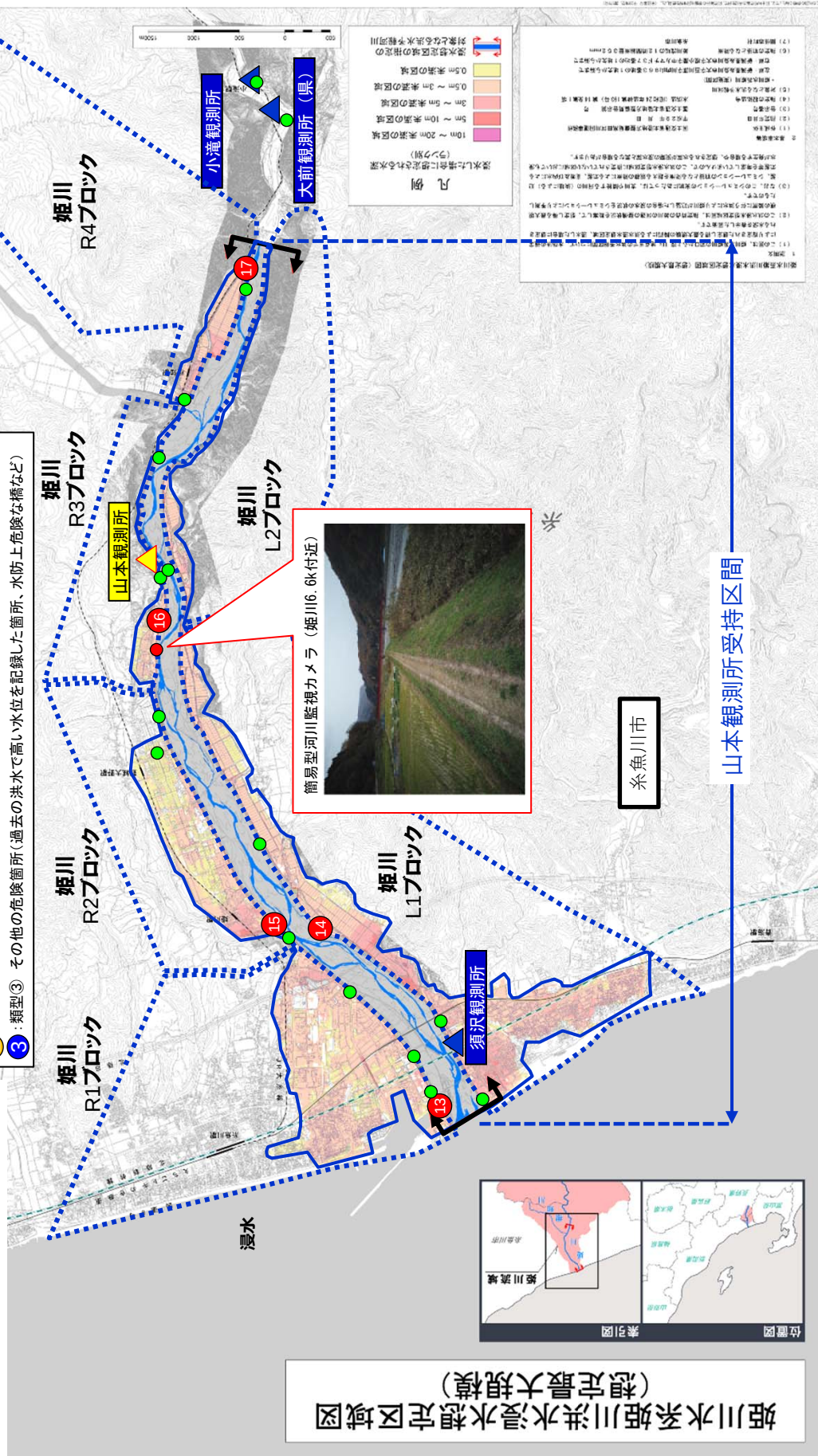


簡易型河川監視カメラ、危機管理型水位計設置箇所（姫川）

- ：浸水範囲（姫川）
- ：氾濫ブロック（姫川）
- ▲：水位観測所
（は避難判断等の基準を定める観測所）
- ：CCTV、簡易型河川監視カメラ
- ↔：観測所受持区間

No.	河川	位置	観測所 （「観測所」は不要）	類型	氾濫ブロック （図中の表記）	浸水する市町村	浸水する公共施設・主要施設 （⑥の場合）
13	姫川	左 右	山本	①	姫川R1	糸魚川市	
14	姫川	右 左	山本	②	姫川R2	糸魚川市	
15	姫川	左 右	山本	③	姫川R3	糸魚川市	
16	姫川	右 左	山本	④	姫川R4	糸魚川市	
17	姫川	右 左	山本	⑤	姫川R5	糸魚川市	

- ① 類型① 堤防高さや川幅などから、相対的に氾濫が発生しやすい箇所
- ② 類型② 氾濫により行政施設・病院等の重要施設が浸水する可能性が高い箇所
- ③ 類型③ その他の危険箇所（過去の洪水で高い水位を記録した箇所、水防上危険な橋など）



令和元年9月11日

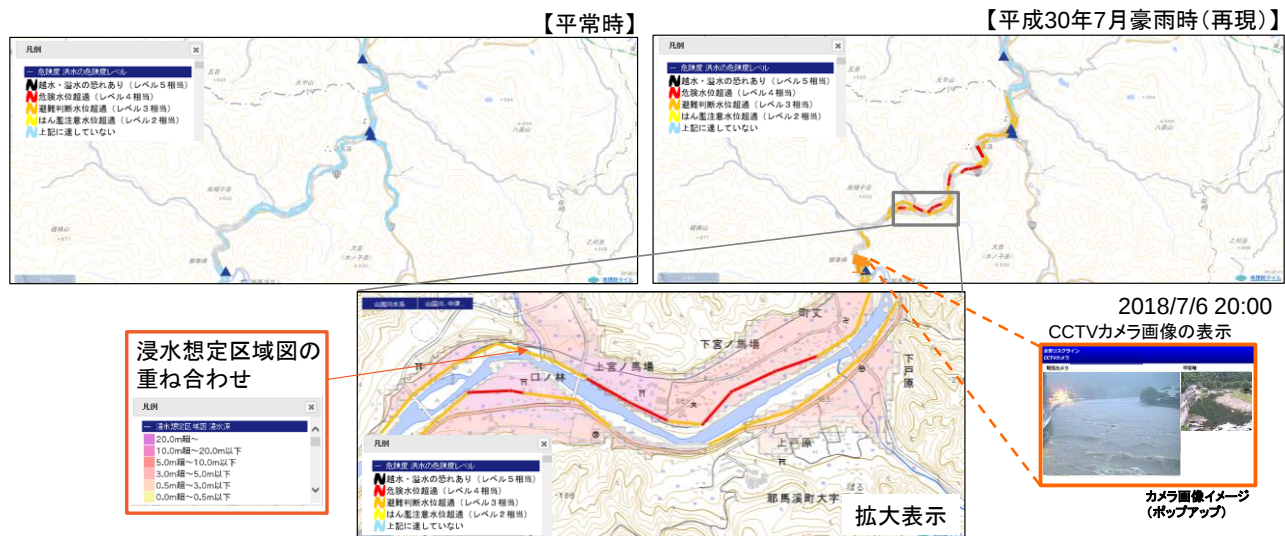
水管理・国土保全局

「水害リスクライン」により身近な箇所の危険度が明らかに

～より身近な箇所の危険度を把握することで、防災行動を円滑化～

- 国土交通省では、災害の切迫感を分かりやすく伝える取組みの一つとして、上流から下流まで連続的に洪水の危険度が分かる「水害リスクライン」による水位情報の提供を開始します。
- 「水害リスクライン」は、概ね200m毎の水位の計算結果と堤防高との比較により、左右岸別に上流から下流まで連続的に洪水の危険度を表示することが可能となるシステムです。
- 6月中旬から10水系について市町村等向けに提供を開始していますが、9月11日より一般向けの提供サイトの運用を開始するとともに、対象水系を50水系に拡大します。
- なお、今後、順次対象水系を拡大し、本年度中を目途に、国が管理する全109水系で運用を開始する予定です。
- 併せて、河川水位の状況をSNSで共有、家族、知人などに危険を知らせることが出来る、シェアボタンを河川情報サイト「川の水位情報」に追加しました（9月3日）。

(水害リスクラインの表示イメージ)



【問合せ先】

水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室（水害リスクライン）

企画専門官 尾松（内線：35462）・河川管理係長 矢本（内線：35465）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8448 FAX：03-5253-1603

河川計画課 河川情報企画室（シェアボタン）

企画専門官 大坪（内線：35392）・地球温暖化分析係長 天井（内線：35396）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8446 FAX：03-5253-1602

(参考)

【水害リスクライン】

提供を開始する水系：計50水系

尻別川、後志利別川、鷲川、十勝川、釧路川、網走川、常呂川、湧別川、渚滑川、留萌川、赤川、高瀬川、荒川、小矢部川、鈴鹿川、櫛田川、宮川、由良川、大和川、淀川、加古川、揖保川、円山川、紀の川、新宮川、九頭竜川、北川、千代川、天神川、日野川、斐伊川、江の川、高津川、吉井川、旭川、高梁川、芦田川、太田川、小瀬川、佐波川、吉野川、那賀川、物部川、仁淀川、渡川、肱川、重信川、土器川、山国川、川内川

「水害リスクライン」

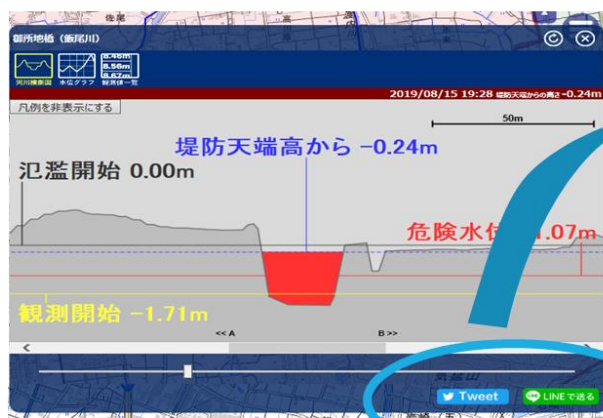
URL : <https://frl.river.go.jp/>



【「川の水位情報」へのシェアボタン追加イメージ】

「川の水位情報」サイト

SNSで共有



※シェアボタンにより、川の断面図などのイメージをSNS（LINE、Twitter）に投稿することで、川の水位情報や洪水の危険を家族、知人などと分かりやすく共有。

「川の水位情報」

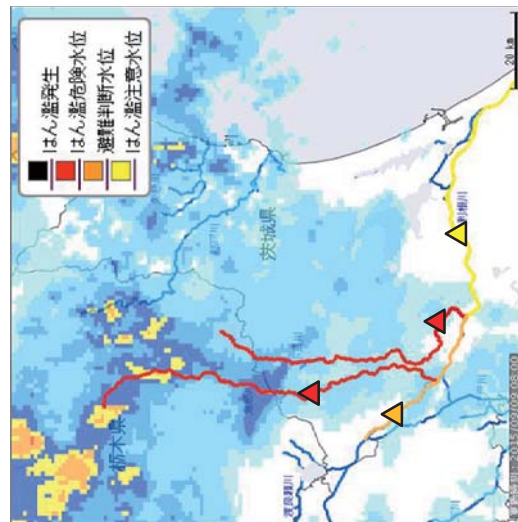
URL : <https://k.river.go.jp/>



上流から下流まで連続的に、地先毎の洪水危険度を把握・表示する「水害リスクライン」により、災害の切迫感をわかりやすく伝える取組を推進

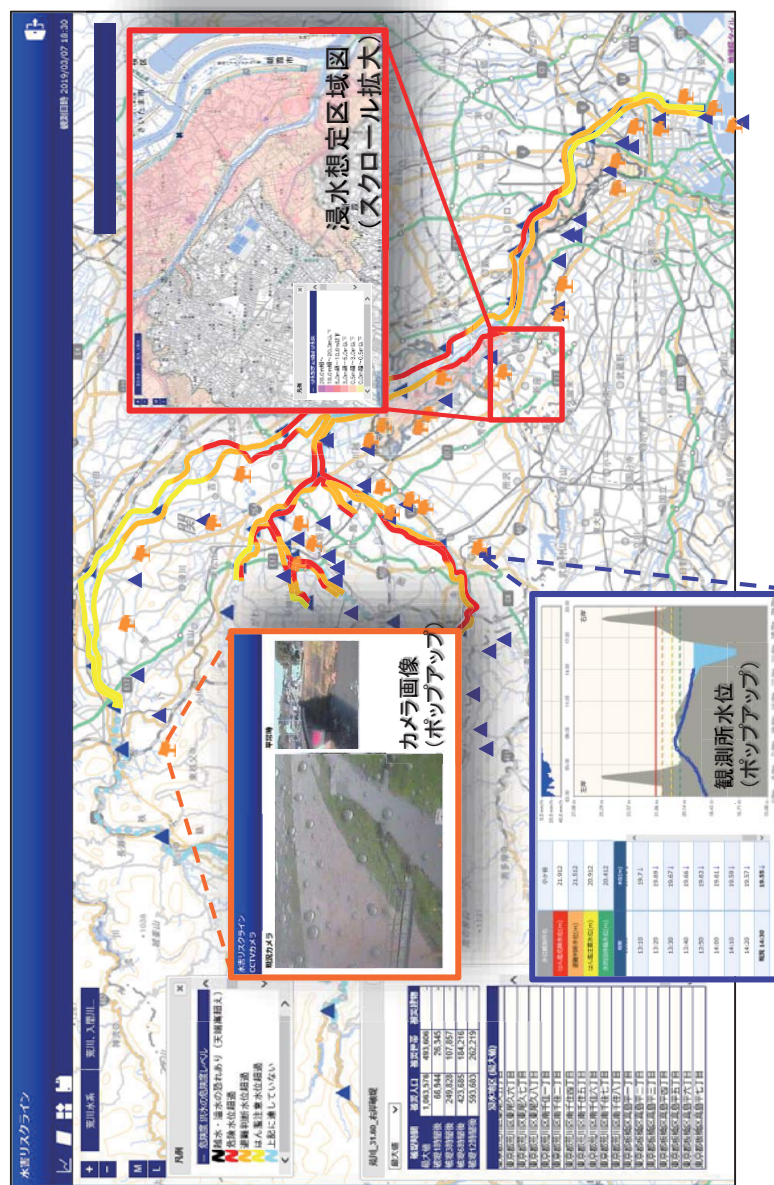
現行の洪水予報・危険度の表示

水位観測所の水位で代表して、一連区間の危険度を表示



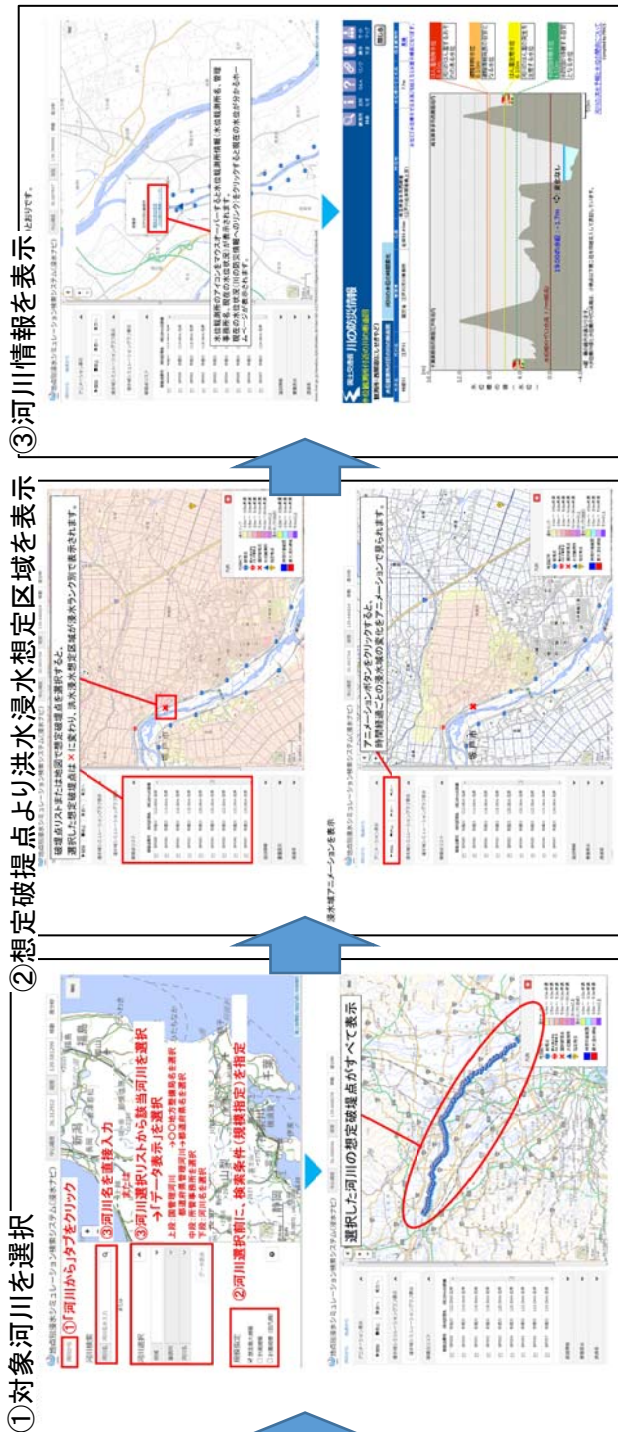
水害リスクラインを活用した洪水予報・危険度の表示

左右岸別、上下流連続的に地先ごとの危険度を表示

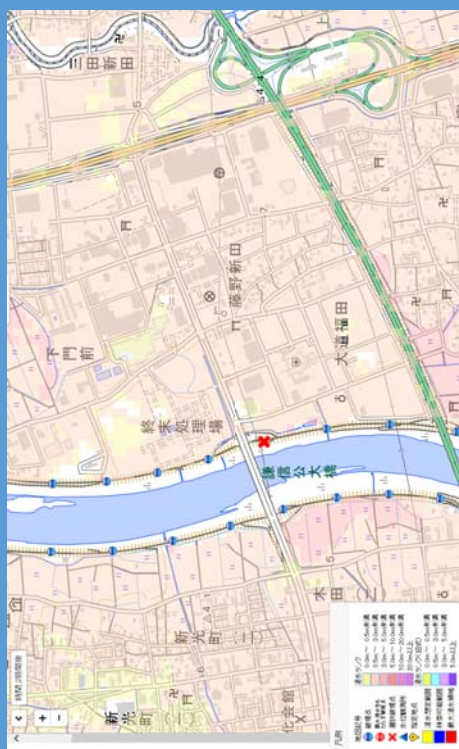
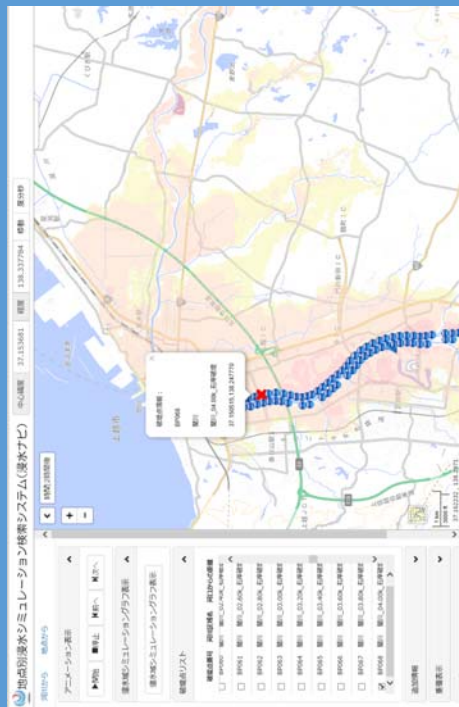


「地点別浸水シミュレーション検索システム」(浸水ナビ)

○「地点別浸水シミュレーション検索システム」(浸水ナビ)は、浸水想定区域図を電子地図上に表示するシステムです。(https://suiboumap.gsi.go.jp/)



■ 高田河川国道事務所
管内の関川・保倉川・姫川における浸水想定区域図(想定最大規模)について、令和元年11月に反映し公開。



関川(上越市)

国 水 環 第 19 号
令和元年 6 月 4 日

各都道府県 水防担当部（局）長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課長



「避難確保計画作成に係る講習会の企画調整・運営マニュアル」の改訂について

要配慮者利用施設の避難確保計画作成については、平成 29 年度に「講習会プロジェクト」を立ち上げ、多くの地方公共団体において講習会の開催により取組が促進されているところです。

講習会の円滑な実施に資するよう、平成 30 年 3 月に「避難確保計画作成に係る講習会の企画調整・運営マニュアル ～要配慮者利用施設 避難確保計画の着実な作成に向けて～」を公表し、地方公共団体による講習会の実施を支援してきたところですが、今般、先述のマニュアルを「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル」として改訂し、国土交通省のホームページに公表しましたので周知いたします。

つきましては、本マニュアルについて市町村に周知いただくとともに、講習会の実施等により要配慮者利用施設の避難確保計画作成が促進されるようよろしく取り計らい願います。

- ・国土交通省のホームページ「要配慮者利用施設の浸水対策」URL

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

【問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

課長補佐 相澤（内線 35439）

津波水防係長 西（内線 35457）

T E L : 03-5253-8111（代表） F A X : 03-5253-1603

要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会の概要

■ 避難確保計画作成講習会とは

- ・ 水防法第15条の3に基づき洪水時等の避難確保計画の作成が義務づけられている施設の管理者等に、避難確保計画の作成方法を身につけていただくための講習会です。
- ・ 講習会は地方公共団体が開催することを想定しています。

■ 講習会開催マニュアルの改訂

- ・ 国土交通省では、平成30年3月に「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成しました。これを踏まえて平成30年度には、全国12市町で先行的に講習会が開催されました。
- ・ 令和元年5月には、先行的に開催した12市町の講習会で得られた知見を改めてとりまとめ、「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた開催マニュアル」として、マニュアルを改訂しました。
- ・ 新しいマニュアルは、講習会で活用できる**資料のフォーマット等を「活用ツール」としてまとめて拡充したほか**、講習会を開催する地方公共団体の**ニーズに合わせて、「基本方式」、「実践方式」、「簡易方式」の3つの方式から講習会の開催方式を選択できる**ようになっています。

	開催方式の概要	実施状況
① 基本方式	【概要】「前期：座学講習会」と「後期：ワールドカフェ方式のワークショップ」を組み合わせることで、参加者の理解の深化を図り、計画の作成や充実を促進する方式です。 【前期】座学講習会の概要 ・ 地域の水害リスクに関する情報や防災情報等、避難確保計画作成に関わる基本的な知識等に関する講義と計画の検討の進め方や作成方法について解説します。 【後期】ワールドカフェ方式のワークショップの概要 ・ 前期講習会での知見を踏まえて避難確保計画の検討を行った施設が、経験や知見、課題等に関する意見交換を行い、避難確保計画作成に関する様々な気づきや工夫等を共有します。これにより、避難確保計画の完成促進や充実等を図ります。	←前期：座学による様式の説明  後期：参加者による意見交換→(ワールドカフェ) 
② 実践方式	【概要】避難確保計画の各種様式のうち、重点ポイントとする様式について詳細に解説し、講習会当日の会場内で、一部様式の検討や作成を行う方式です。 ・ 参加者は、講習会当日に重点ポイントについて、説明者の解説を聞きながら実際に計画を検討します。 ・ 重点ポイント以外については、概要説明を行い、各施設に持ち帰って検討していただきます。	  <避難経路図の作成支援>
③ 簡易方式	【概要】座学のための講習会とし、避難確保計画作成に係る防災情報等の全体的な知識に関する講義と避難確保計画の「様式の作成方法」の解説に重点を置く方式です。 ・ 参加者は、講習会での知見を踏まえ、各施設に持ち帰って避難確保計画の作成を進めます。 ・ 資料準備や講習会当日の運営等において、開催主体となる自治体の負担が最も少ない方式です。	 <座学による様式説明>

■ 講習会の効果

平成29年度 三重県津市で試行的に実施

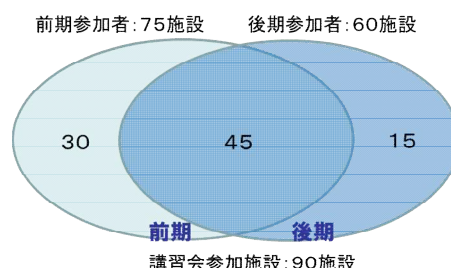
合計90施設の管理者等が講習会に参加し、全ての施設から計画が提出された。

平成30年度 全国12市町で実施

講習会に参加した施設の6割～9割の施設から、講習会後3ヶ月以内に計画が提出された(※)。

(※) 平成30年12月までに講習会を実施した市町について集計

平成29年度 三重県津市での講習会の参加者

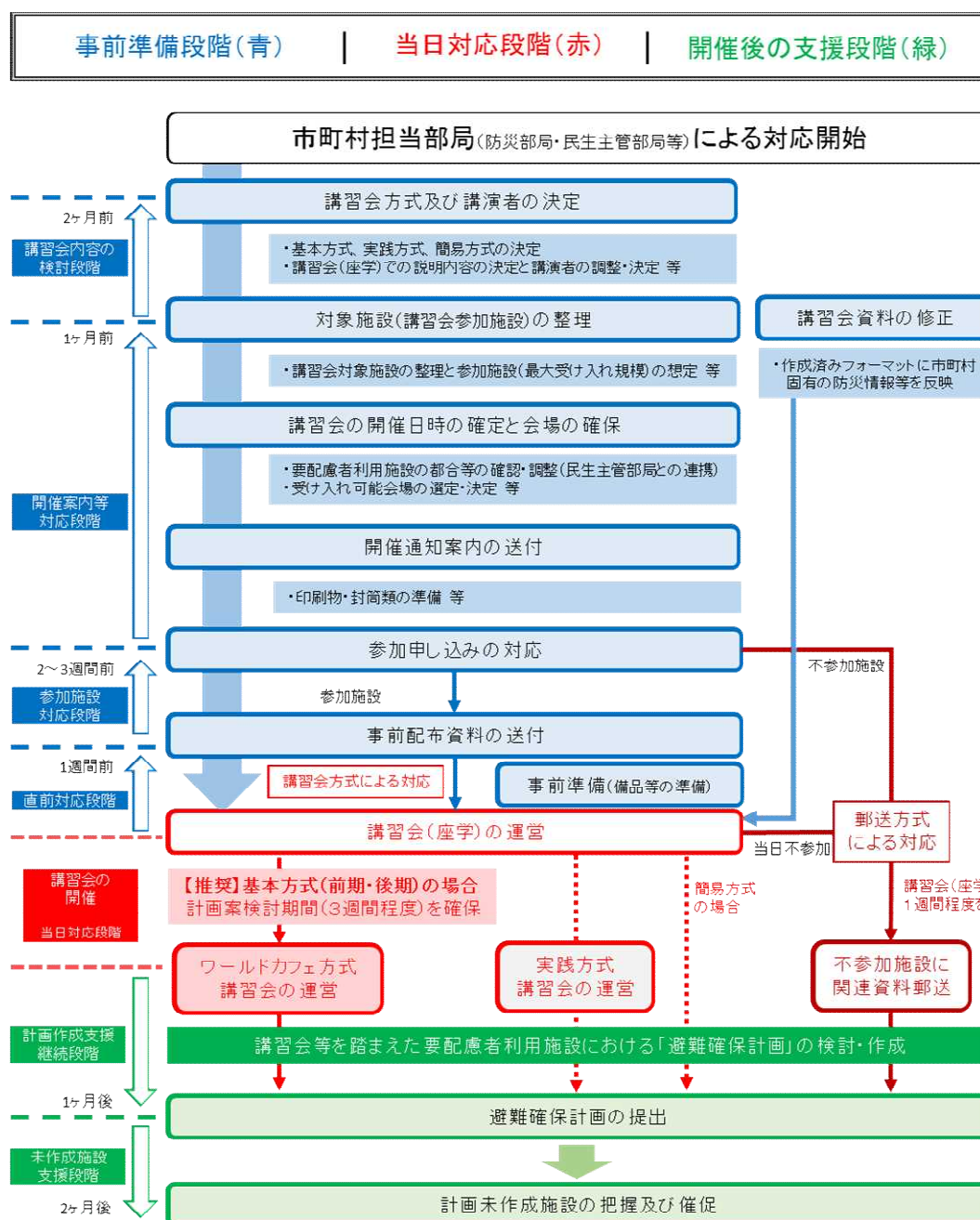


講習会開催に向けた対応スケジュール

◇講習会開催までの基本的な準備期間は1～2ヶ月程度が目安です。

◇基本的な対応項目は以下のとおりとなります。

□ 講習会方式及び講演者の決定	【開催方式(基本方式/実践方式/簡易方式)や有識者等の決定】
□ 対象施設の整理	【地域防災計画に位置付けのある施設リストの更新】
□ 講習会の開催日時との確定と会場の確保	【参加施設数に応じて判断】
□ 開催通知案内の送付	【作成済みフォーマットに日時や会場情報を反映】
□ 参加申し込みの対応	【リスト整理とリマインド】
□ 事前配付資料の送付	【講習会の参考資料等を必要に応じて事前送付】
□ 事前準備(備品等の準備)	【講習会に必要な備品の準備】
□ 講習会資料の作成	【作成済みフォーマットに市町村固有の防災情報等を反映】
□ 講習会当日の対応	【会場設営や資料説明】
□ 講習会後の対応	【計画の受領・確認・リマインド、不参加施設対応等】



国北整水対第42号

令和元 10 月 23 日

河川関係事務所長 殿

河川部 水災害対策センター長

(公印省略)

洪水ハザードマップ等の作成や周知・利活用の取組促進について（再周知）

標記の取組促進については、令和元年7月3日付 国北整水予第13号により周知しているところですが、今般の台風19号による甚大な被害の発生を踏まえ、水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室長より、再周知に係る別添の通知がありましたので連絡します。

なお、関係各県には、地域河川課より連絡済みであることを申し添えます。

<担 当>

河川部 水災害対策センター 水災害調査係

別添

国 水 環 防 第 6 号
令和 1 年 10 月 21 日

国土交通省

北海道開発局 河川情報管理官 殿
地域事業管理官 殿
各地方整備局 地域河川課長 殿
水災害予報センター長 殿
水災害対策センター長 殿

内閣府

沖縄総合事務局 低潮線保全官 殿
河川課長 殿

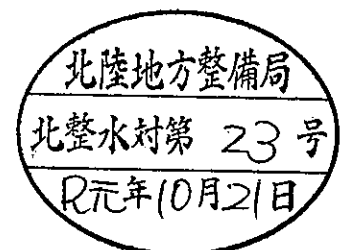
国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室 水防企画室長

洪水ハザードマップ等の作成や周知・利活用の取組促進について（再周知）

洪水ハザードマップ作成等の促進については、「洪水ハザードマップ等の作成や周知・利活用の取組促進について」（令和元年 6 月 28 日付け国水環防第 1 号）を通知しているところである。

今般の台風 19 号による甚大な被害の発生に鑑み、関係市区町村において、適切な洪水ハザードマップが作成されるよう要請するとともに技術的支援を行うよう改めて周知するものである。

また、管内の都道府県に対しても同様の取組が推進されるよう働きかけられたい。



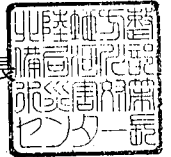
参考資料

国北整水対第13号

令和元 7 月 3 日

河川関係事務所長 殿

河川部 水災害対策センター長



洪水ハザードマップ等の作成や周知・利活用の取組促進について

平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえ、重要インフラの緊急点検に基づく 3 箇年の緊急対策を推進しているところですが、このうち、ソフト対策として想定最大規模の降雨に対応したハザードマップの作成が各自治体で進められております。

今般、水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室長より、別添の連絡がありましたので周知します。

なお、関係各県には、地域河川課より依頼済みであることを申し添えます。

<担 当>

河川部 水災害対策センター 水災害調査係

国土交通省

北海道開発局 河川情報管理官 殿
地域事業管理官 殿
各地方整備局 地域河川課長 殿
水災害予報センター長 殿
水災害対策センター長 殿

内閣府

沖縄総合事務局 低潮線保全官 殿
河川課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室長

洪水ハザードマップ等の作成や周知・利活用の取組促進について

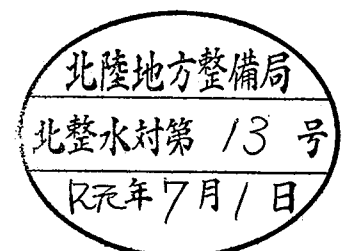
平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号等による災害の発生を踏まえ、重要インフラの緊急点検を実施し、その結果を踏まえた3か年緊急対策に取り組んでいるところです。

このうちソフト対策として、災害時に命を守るために必要なリスク情報を徹底的に周知により、想定最大規模の降雨に対応したハザードマップの作成を促進しています。

平成30年12月に公表された大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）では、洪水ハザードマップが作成され事前に水害のリスクを認識することが可能であったにも関わらず、住民等へ十分に浸透しておらず、死傷者や逃げ遅れ等が生じたことから、「リスク情報の空白地帯の解消」や「水害を我がことと考えるための取組の強化」の促進が重要とされています。

これらを踏まえて、下記事項に留意し管内市町村に対して適切な対応を図るとともに、管内の都道府県に対しても、同様の取組が推進されるよう働きかけください。

記



1. 洪水ハザードマップ作成等の促進について

・洪水ハザードマップに係る「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえた緊急対策箇所を別添のとおりであり、以下に該当する市町村は、洪水ハザードマップに係る3か年緊急対策の対象となっているので、該当する市町村において、2020年度まで

に適切な洪水ハザードマップが作成されるよう一層の働きかけを行い、合わせて進捗管理を実施されたい。

- ・また、直轄河川では洪水浸水想定区域が全て指定されていることから、住民等へ速やかに水害リスク等が提供されるよう、ハザードマップ作成支援ツールを活用するなどして、早期のハザードマップの作成についてより一層の働きかけをされたい。

＜3か年の緊急対策箇所＞

（洪水ハザードマップの作成）

- ・水防法（昭和二十四年六月四日法律第百九十三号）第十四条に基づく洪水浸水想定区域に指定されている市町村のうち、水防法第一五条第三項に基づく洪水ハザードマップを作成していない市町村。

- ・津波ハザードマップ及び高潮ハザードマップに係る「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえた緊急対策箇所を別添のとおりであり、以下に該当する市町村は、津波ハザードマップ又は高潮ハザードマップの作成に係る3か年緊急対策の対象となっているので、該当する市町村において、2020年度までに適切なハザードマップが作成されるよう支援されたい。

＜3か年の緊急対策箇所＞

（津波ハザードマップの作成）

- ・南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている市町村のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第十一条に基づく津波ハザードマップを作成していない市町村。

（高潮ハザードマップの作成）

- ・水防法（昭和二十四年六月四日法律第百九十三号）第十四条の三に基づく高潮浸水想定区域に指定されている市町村または平成30年台風第21号による高潮被害があった大阪湾沿いの市町村のうち、水防法第一五条第三項に基づく高潮ハザードマップを作成していない市町村。

- ・水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月）（以下、「手引き」という）では、水害が発生した場合には、住民だけでなく一時的に地域に滞在する通勤者や旅行者なども被災するおそれがあるため、ハザードマップの地図面等に表示する浸水深等の閾値や配色は災害の種別を問わず、各市町村間で統一することが望ましいとしていることから、洪水ハザードマップ等の作成にあたり、適切な助言等をされたい。

2. 洪水ハザードマップの住民等への周知方法について

- ・「水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について」（平成27年7月21日国水政24号、国水下企30号）において、想定し得る最大規模の降雨によって洪水が発生した場合には、住民だけでなく通勤者や旅行者など一時的に地域に滞在する者も被災するおそれがあることやハザードマップの周知手段としてインターネットが一般的になっていることを踏まえ、ハザードマップの周知先を「住民、滞在者その他の者」としている。このため、インターネットによる周知を基本としていることやインターネットが使えない住民等に対しては、印刷物の配布や回覧、掲示板の活用等により周知を図ることについて、市町村に対し改めて周知を徹底されたい。

・生活空間である“まちなか”に想定浸水深や避難所の情報等を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」は、住民等が常に土地の持つ災害リスクを認識するために有効であることから、この取組が推進されるように市町村に対し、積極的な働きかけをされたい。

3. 水害を我がことと考えるための取組の強化について

・平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)において、想定される災害リスク及びとるべき避難行動の周知徹底について、住民が災害の危険性をイメージできるように過去に起こった浸水の写真等を用いることやハザードマップの作成の前提条件の記載、近傍の中小河川の浸水リスク等が含まれていない場合については、その旨の記載が提言されている。このことから、「手引き」に記載のある“水害のシナリオ”や“既往水害に関する情報(過去の浸水実績など)”の必要性について市町村に対し、改めて説明をされたい。

・水害ハザードマップの住民等への利活用については、印刷物の配布やインターネットでの公開に加え、マイ・タイムラインやマイ防災マップ等の作成のように住民自ら手を動かす取組が実施されるよう、市町村に対し積極的な働きかけ及び支援されたい。

「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえた緊急対策箇所

別添

＜洪水＞ 想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップ未公表の市町村

※平成30年9月末時点において、公表時期が平成31年4月以降の見込みの自治体

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	むかわ町	北海道	厚沢部町	岩手県	花巻市	福島県	塙町
北海道	厚真町	北海道	江差町	岩手県	平泉町	福島県	西郷村
北海道	平取町	北海道	様似町	岩手県	宮古市	福島県	浪江町
北海道	蘭越町	北海道	浦河町	岩手県	矢巾町	福島県	中島村
北海道	帯広市	北海道	新冠町	岩手県	山田町	福島県	富岡町
北海道	中札内村	北海道	新ひだか町	岩手県	岩泉町	福島県	田村市
北海道	釧路町	北海道	安平町	宮城県	名取市	福島県	棚倉町
北海道	鶴居村	北海道	苫小牧市	宮城県	石巻市	福島県	只見町
北海道	音威子府村	北海道	白老町	宮城県	大郷町	福島県	相馬市
北海道	士別市	北海道	室蘭市	宮城県	大衡村	福島県	白河市
北海道	天塩町	北海道	登別市	宮城県	加美町	福島県	郡山市
北海道	豊富町	北海道	伊達市	宮城県	気仙沼市	福島県	鏡石町
北海道	愛別町	北海道	稚内市	宮城県	蔵王町	福島県	小野町
北海道	鷹栖町	北海道	苫前町	宮城県	色麻町	福島県	猪苗代町
北海道	当麻町	北海道	中頓別町	宮城県	柴田町	福島県	石川町
北海道	比布町	北海道	浜頓別町	宮城県	大和町	福島県	浅川町
北海道	美瑛町	北海道	枝幸町	宮城県	富谷市	福島県	会津若松市
北海道	東川町	北海道	興部町	宮城県	美里町	福島県	会津坂下町
北海道	網走市	北海道	斜里町	宮城県	村田町	茨城県	美浦村
北海道	紋別市	北海道	白糠町	宮城県	山元町	茨城県	鉾田市
北海道	滝川市	北海道	厚岸町	宮城県	利府町	茨城県	ひたちなか市
北海道	当別町	青森県	板柳町	秋田県	大館市	茨城県	日立市
北海道	深川市	青森県	おいらせ町	秋田県	北秋田市	茨城県	那珂市
北海道	幌加内町	青森県	大鰐町	秋田県	羽後町	茨城県	城里町
北海道	富良野市	青森県	五所川原市	秋田県	由利本荘市	茨城県	古河市
北海道	長沼町	青森県	今別町	秋田県	鹿角市	茨城県	河内町
北海道	由仁町	青森県	三戸町	秋田県	小坂町	茨城県	小美玉市
北海道	恵庭市	青森県	七戸町	秋田県	藤里町	栃木県	足利市
北海道	千歳市	青森県	外ヶ浜町	秋田県	上小阿仁村	栃木県	高根沢町
北海道	剣淵町	青森県	田子町	秋田県	仙北市	栃木県	那珂川町
北海道	和寒町	青森県	つがる市	秋田県	五城目町	栃木県	矢板市
北海道	上富良野町	青森県	十和田市	秋田県	八郎潟町	栃木県	那須塩原市
北海道	夕張市	青森県	中泊町	山形県	山形市	群馬県	板倉町
北海道	上砂川町	青森県	南部町	山形県	大石田町	群馬県	安中市
北海道	占冠村	青森県	野辺地町	山形県	大江町	群馬県	沼田市
北海道	陸別町	青森県	東通村	山形県	河北町	群馬県	富岡市
北海道	喜茂別町	青森県	平川市	山形県	川西町	群馬県	下仁田町
北海道	倶知安町	青森県	平内町	山形県	鮭川村	埼玉県	上尾市
北海道	京極町	青森県	弘前市	山形県	高畠町	埼玉県	神川町
北海道	黒松内町	青森県	三沢市	山形県	長井市	埼玉県	川島町
北海道	寿都町	青森県	むつ市	山形県	東根市	埼玉県	さいたま市
北海道	小樽市	青森県	六戸町	山形県	舟形町	埼玉県	狭山市
北海道	古平町	青森県	六ヶ所村	山形県	最上町	埼玉県	三芳町
北海道	赤井川村	青森県	鰹ヶ沢町	山形県	山辺町	埼玉県	毛呂山町
北海道	仁木町	岩手県	奥州市	山形県	米沢市	埼玉県	吉見町
北海道	余市町	岩手県	大槌町	山形県	小国町	埼玉県	越谷市
北海道	八雲町	岩手県	大船渡市	山形県	上山市	埼玉県	吉川市
北海道	長万部町	岩手県	釜石市	山形県	西川町	埼玉県	宮代町
北海道	北斗市	岩手県	北上市	山形県	飯豊町	埼玉県	熊谷市
北海道	七飯町	岩手県	久慈市	福島県	湯川村	埼玉県	幸手市
北海道	木古内町	岩手県	九戸村	福島県	矢祭町	埼玉県	鴻巣市
北海道	知内町	岩手県	紫波町	福島県	矢吹町	埼玉県	春日部市
北海道	福島町	岩手県	住田町	福島県	南相馬市	埼玉県	所沢市
北海道	乙部町	岩手県	遠野市	福島県	南会津町	埼玉県	松伏町
北海道	上ノ国町	岩手県	八幡平市	福島県	本宮市	埼玉県	深谷市

「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえた緊急対策箇所

別添

＜洪水＞ 想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップ未公表の市町村

※平成30年9月末時点において、公表時期が平成31年4月以降の見込みの自治体

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
埼玉県	杉戸町	神奈川県	大磯町	長野県	塩尻市	岐阜県	海津市
埼玉県	草加市	神奈川県	開成町	長野県	信濃町	岐阜県	各務原市
埼玉県	八潮市	神奈川県	鎌倉市	長野県	下諏訪町	岐阜県	笠松町
埼玉県	美里町	神奈川県	清川村	長野県	諏訪市	岐阜県	可児市
埼玉県	蓮田市	神奈川県	相模原市	長野県	高森町	岐阜県	北方町
千葉県	野田市	神奈川県	座間市	長野県	高山村	岐阜県	岐南町
千葉県	いすみ市	神奈川県	寒川町	長野県	茅野市	岐阜県	岐阜市
千葉県	市原市	神奈川県	逗子市	長野県	東御市	岐阜県	郡上市
千葉県	印西市	神奈川県	中井町	長野県	豊丘村	岐阜県	下呂市
千葉県	勝浦市	神奈川県	二宮町	長野県	中野市	岐阜県	神戸町
千葉県	鴨川市	神奈川県	箱根町	長野県	長野市	岐阜県	坂祝町
千葉県	木更津市	神奈川県	葉山町	長野県	長和町	岐阜県	関市
千葉県	神崎町	神奈川県	藤沢市	長野県	南木曽町	岐阜県	高山市
千葉県	佐倉市	神奈川県	松田町	長野県	野沢温泉村	岐阜県	垂井町
千葉県	山武市	神奈川県	山北町	長野県	白馬村	岐阜県	土岐市
千葉県	酒々井町	神奈川県	湯河原町	長野県	松川町	岐阜県	富加町
千葉県	白井市	神奈川県	横須賀市	長野県	松川村	岐阜県	中津川市
千葉県	匝瑳市	新潟県	胎内市	長野県	松本市	岐阜県	羽島市
千葉県	千葉市	新潟県	阿賀町	長野県	南牧村	岐阜県	飛騨市
千葉県	銚子市	新潟県	糸魚川市	長野県	箕輪町	岐阜県	瑞浪市
千葉県	流山市	新潟県	加茂市	長野県	山ノ内町	岐阜県	瑞穂市
千葉県	船橋市	新潟県	田上町	長野県	喬木村	岐阜県	御嵩町
千葉県	松戸市	新潟県	津南町	富山県	上市町	岐阜県	美濃加茂市
千葉県	南房総市	新潟県	長岡市	富山県	立山町	岐阜県	美濃市
千葉県	茂原市	新潟県	見附市	富山県	富山市	岐阜県	本巣市
千葉県	八千代市	新潟県	妙高市	富山県	滑川市	岐阜県	山県市
千葉県	一宮町	新潟県	関川村	富山県	南砺市	静岡県	伊豆の国市
千葉県	横芝光町	新潟県	聖籠町	富山県	舟橋村	静岡県	伊東市
千葉県	鎌ヶ谷市	山梨県	韮崎市	富山県	射水市	静岡県	磐田市
千葉県	館山市	山梨県	甲斐市	富山県	朝日町	静岡県	掛川市
千葉県	九十九里町	山梨県	南部町	富山県	氷見市	静岡県	河津町
千葉県	君津市	山梨県	北杜市	石川県	白山市	静岡県	菊川市
千葉県	芝山町	山梨県	身延町	石川県	穴水町	静岡県	島田市
千葉県	袖ヶ浦市	長野県	千曲市	石川県	内灘町	静岡県	下田市
千葉県	多古町	長野県	青木村	石川県	加賀市	静岡県	裾野市
千葉県	大多喜町	長野県	上松町	石川県	金沢市	静岡県	西伊豆町
千葉県	大網白里市	長野県	安曇野市	石川県	かほく市	静岡県	袋井市
千葉県	長生村	長野県	阿智村	石川県	川北町	静岡県	藤枝市
千葉県	長南町	長野県	飯島町	石川県	小松市	静岡県	富士市
千葉県	長柄町	長野県	飯綱町	石川県	志賀町	静岡県	富士宮市
千葉県	東金市	長野県	生坂村	石川県	珠洲市	静岡県	牧之原市
千葉県	白子町	長野県	池田町	石川県	津幡町	静岡県	松崎町
千葉県	富津市	長野県	伊那市	石川県	中能登町	静岡県	南伊豆町
千葉県	睦沢町	長野県	大桑村	石川県	七尾市	静岡県	焼津市
千葉県	富里市	長野県	大町市	石川県	能登町	静岡県	吉田町
東京都	江東区	長野県	岡谷市	石川県	野々市市	静岡県	川根本町
東京都	小金井市	長野県	小谷村	石川県	能美市	愛知県	豊橋市
東京都	千代田区	長野県	川上村	石川県	羽咋市	愛知県	愛西市
東京都	三鷹市	長野県	木島平村	石川県	宝達志水町	愛知県	阿久比町
東京都	渋谷区	長野県	木曽町	石川県	輪島市	愛知県	あま市
東京都	杉並区	長野県	小海町	岐阜県	多治見市	愛知県	安城市
東京都	武蔵野市	長野県	小諸市	岐阜県	池田町	愛知県	一宮市
東京都	葛飾区	長野県	栄村	岐阜県	揖斐川町	愛知県	稲沢市
神奈川県	綾瀬市	長野県	佐久市	岐阜県	恵那市	愛知県	犬山市
神奈川県	伊勢原市	長野県	佐久穂町	岐阜県	大垣市	愛知県	岩倉市

「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえた緊急対策箇所

別添

<洪水> 想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップ未公表の市町村

※平成30年9月末時点において、公表時期が平成31年4月以降の見込みの自治体

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
愛知県	大口町	福井県	坂井市	大阪府	阪南市	奈良県	奈良市
愛知県	大治町	福井県	鯖江市	大阪府	東大阪市	奈良県	東吉野村
愛知県	大府市	福井県	高浜町	大阪府	箕面市	奈良県	平群町
愛知県	岡崎市	福井県	敦賀市	大阪府	守口市	奈良県	三宅町
愛知県	尾張旭市	福井県	南越前町	大阪府	貝塚市	奈良県	大和高田市
愛知県	春日井市	福井県	美浜町	兵庫県	明石市	奈良県	吉野町
愛知県	蟹江町	福井県	若狭町	兵庫県	赤穂市	奈良県	山添村
愛知県	刈谷市	滋賀県	草津市	兵庫県	朝来市	和歌山県	有田市
愛知県	北名古屋	滋賀県	愛荘町	兵庫県	芦屋市	和歌山県	印南町
愛知県	清須市	滋賀県	近江八幡市	兵庫県	淡路市	和歌山県	上富田町
愛知県	江南市	滋賀県	甲賀市	兵庫県	市川町	和歌山県	串本町
愛知県	小牧市	滋賀県	湖南市	兵庫県	猪名川町	和歌山県	古座川町
愛知県	新城市	滋賀県	高島市	兵庫県	稲美町	和歌山県	御坊市
愛知県	瀬戸市	滋賀県	多賀町	兵庫県	小野市	和歌山県	白浜町
愛知県	高浜市	滋賀県	豊郷町	兵庫県	加古川市	和歌山県	新宮市
愛知県	知立市	滋賀県	長浜市	兵庫県	加西市	和歌山県	すさみ町
愛知県	津島市	滋賀県	彦根市	兵庫県	加東市	和歌山県	田辺市
愛知県	飛島村	滋賀県	日野町	兵庫県	神河町	和歌山県	那智勝浦町
愛知県	豊明市	滋賀県	米原市	兵庫県	上郡町	和歌山県	日高川町
愛知県	豊山町	滋賀県	野洲市	兵庫県	香美町	和歌山県	広川町
愛知県	名古屋	滋賀県	栗東市	兵庫県	篠山市	和歌山県	みなべ町
愛知県	半田市	滋賀県	竜王町	兵庫県	佐用町	和歌山県	美浜町
愛知県	東浦町	京都府	綾部市	兵庫県	三田市	和歌山県	湯浅町
愛知県	扶桑町	京都府	井手町	兵庫県	宍粟市	鳥取県	岩美町
愛知県	みよし市	京都府	伊根町	兵庫県	新温泉町	鳥取県	境港市
愛知県	弥富市	京都府	宇治田原町	兵庫県	洲本市	鳥取県	日南町
愛知県	幸田町	京都府	笠置町	兵庫県	太子町	鳥取県	日野町
愛知県	西尾市	京都府	亀岡市	兵庫県	高砂市	鳥取県	三朝町
愛知県	豊田市	京都府	京丹後市	兵庫県	多可町	鳥取県	倉吉市
三重県	木曽岬町	京都府	南丹市	兵庫県	たつの市	島根県	雲南市
三重県	伊賀市	京都府	南山城村	兵庫県	丹波市	島根県	大田市
三重県	いなべ市	京都府	宮津市	兵庫県	豊岡市	島根県	隠岐の島町
三重県	亀山市	京都府	与謝野町	兵庫県	西脇市	島根県	津和野町
三重県	紀宝町	京都府	和束町	兵庫県	播磨町	島根県	浜田市
三重県	紀北町	大阪府	泉大津市	兵庫県	姫路市	島根県	吉賀町
三重県	熊野市	大阪府	泉佐野市	兵庫県	福崎町	島根県	江津市
三重県	桑名市	大阪府	和泉市	兵庫県	三木市	島根県	邑南町
三重県	菰野町	大阪府	茨木市	兵庫県	南あわじ市	岡山県	岡山市
三重県	大紀町	大阪府	大阪狭山市	兵庫県	養父市	岡山県	浅口市
三重県	玉城町	大阪府	門真市	奈良県	大和郡山市	岡山県	井原市
三重県	鳥羽市	大阪府	河南町	奈良県	明日香村	岡山県	笠岡市
三重県	松阪市	大阪府	河内長野市	奈良県	生駒市	岡山県	吉備中央町
三重県	御浜町	大阪府	岸和田市	奈良県	宇陀市	岡山県	里庄町
三重県	明和町	大阪府	島本町	奈良県	王寺町	岡山県	高梁市
三重県	四日市市	大阪府	吹田市	奈良県	大淀町	岡山県	津山市
三重県	度会町	大阪府	泉南市	奈良県	香芝市	岡山県	新見市
福井県	福井市	大阪府	太子町	奈良県	橿原市	岡山県	早島町
福井県	あわら市	大阪府	大東市	奈良県	葛城市	岡山県	真庭市
福井県	永平寺町	大阪府	高石市	奈良県	川上村	岡山県	美咲町
福井県	越前市	大阪府	高槻市	奈良県	川西町	岡山県	美作市
福井県	越前町	大阪府	忠岡町	奈良県	黒滝村	岡山県	瀬戸内市
福井県	おおい町	大阪府	豊中市	奈良県	御所市	岡山県	赤磐市
福井県	大野市	大阪府	豊能町	奈良県	桜井市	岡山県	倉敷市
福井県	小浜市	大阪府	富田林市	奈良県	高取町	岡山県	備前市
福井県	勝山市	大阪府	寝屋川市	奈良県	田原本町	岡山県	和気町

「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえた緊急対策箇所

別添

<洪水> 想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップ未公表の市町村

※平成30年9月末時点において、公表時期が平成31年4月以降の見込みの自治体

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
岡山県	奈義町	高知県	香南市	熊本県	荒尾市	宮崎県	日南市
広島県	三次市	高知県	宿毛市	熊本県	宇城市	宮崎県	日之影町
広島県	安芸太田町	福岡県	糸島市	熊本県	嘉島町	宮崎県	日向市
広島県	安芸高田市	福岡県	糸田町	熊本県	上天草市	宮崎県	美郷町
広島県	尾道市	福岡県	宇美町	熊本県	菊陽町	宮崎県	三股町
広島県	海田町	福岡県	大川市	熊本県	玉東町	宮崎県	宮崎市
広島県	北広島町	福岡県	大牟田市	熊本県	球磨村	宮崎県	諸塚村
広島県	熊野町	福岡県	粕屋町	熊本県	熊本市	鹿児島県	鹿屋市
広島県	庄原市	福岡県	川崎町	熊本県	合志市	鹿児島県	伊佐市
広島県	世羅町	福岡県	香春町	熊本県	相良村	鹿児島県	出水市
広島県	竹原市	福岡県	苅田町	熊本県	玉名市	鹿児島県	肝付町
広島県	廿日市市	福岡県	鞍手町	熊本県	多良木町	鹿児島県	霧島市
広島県	東広島市	福岡県	上毛町	熊本県	津奈木町	鹿児島県	薩摩川内市
広島県	府中町	福岡県	古賀市	熊本県	長洲町	鹿児島県	垂水市
広島県	三原市	福岡県	小竹町	熊本県	南関町	鹿児島県	日置市
広島県	広島市	福岡県	篠栗町	熊本県	錦町	鹿児島県	東串良町
広島県	府中市	福岡県	添田町	熊本県	西原村	鹿児島県	枕崎市
広島県	福山市	福岡県	大任町	熊本県	氷川町	鹿児島県	南大隅町
山口県	宇部市	福岡県	田川市	熊本県	人吉市	鹿児島県	南九州市
山口県	下松市	福岡県	太宰府市	熊本県	益城町	鹿児島県	南さつま市
山口県	光市	福岡県	大刀洗町	熊本県	美里町	鹿児島県	湧水町
山口県	山陽小野田市	福岡県	築上町	熊本県	水上村	沖縄県	那覇市
山口県	下関市	福岡県	筑紫野市	熊本県	水俣市	沖縄県	沖縄市
山口県	周南市	福岡県	筑前町	熊本県	南阿蘇村	沖縄県	西原町
山口県	周防大島町	福岡県	那珂川町	熊本県	南小国町	沖縄県	南風原町
山口県	田布施町	福岡県	広川町	熊本県	御船町	沖縄県	うるま市
山口県	長門市	福岡県	福岡市	熊本県	山江村		
山口県	平生町	福岡県	福智町	熊本県	山都町		
山口県	美祢市	福岡県	福津市	熊本県	湯前町		
山口県	柳井市	福岡県	豊前市	熊本県	苓北町		
山口県	山口市	福岡県	宗像市	大分県	中津市		
徳島県	徳島市	福岡県	行橋市	大分県	大分市		
徳島県	阿南市	福岡県	吉富町	大分県	日田市		
徳島県	海陽町	福岡県	赤村	大分県	由布市		
徳島県	勝浦町	佐賀県	鳥栖市	大分県	宇佐市		
徳島県	小松島市	佐賀県	有田町	大分県	臼杵市		
徳島県	つるぎ町	佐賀県	大町町	大分県	杵築市		
徳島県	那賀町	佐賀県	小城市	大分県	九重町		
徳島県	美波町	佐賀県	鹿島市	大分県	玖珠町		
徳島県	吉野川市	佐賀県	武雄市	大分県	国東市		
香川県	綾川町	佐賀県	みやき町	大分県	竹田市		
香川県	宇多津町	佐賀県	吉野ヶ里町	大分県	津久見市		
香川県	観音寺市	長崎県	諫早市	大分県	別府市		
香川県	琴平町	長崎県	長崎市	大分県	豊後高田市		
香川県	坂出市	長崎県	大村市	大分県	豊後大野市		
香川県	さぬき市	長崎県	川棚町	宮崎県	延岡市		
香川県	高松市	長崎県	波佐見町	宮崎県	えびの市		
香川県	東かがわ市	長崎県	松浦市	宮崎県	門川町		
香川県	三木町	長崎県	西海市	宮崎県	串間市		
香川県	三豊市	長崎県	佐々町	宮崎県	国富町		
愛媛県	松山市	熊本県	八代市	宮崎県	五ヶ瀬町		
愛媛県	伊予市	熊本県	あさぎり町	宮崎県	小林市		
愛媛県	東温市	熊本県	芦北町	宮崎県	西都市		
愛媛県	内子町	熊本県	阿蘇市	宮崎県	高千穂町		
高知県	南国市	熊本県	天草市	宮崎県	西米良村		

「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえた緊急対策箇所

別添
平成30年9月末時点

＜津波＞

都道府県	市町村
東京都	御蔵島村
東京都	青ヶ島村
神奈川県	鎌倉市
神奈川県	真鶴町
静岡県	伊豆市
三重県	熊野市
鹿児島県	西之表市
鹿児島県	大崎町
鹿児島県	中種子町
鹿児島県	南種子町

＜高潮＞

都道府県	市町村
福岡県	糸島市
福岡県	福岡市
福岡県	志免町
福岡県	粕屋町
福岡県	新宮町
福岡県	古賀市
福岡県	福津市
福岡県	宗像市
福岡県	岡垣町
福岡県	芦屋町
福岡県	遠賀町
福岡県	鞍手町
福岡県	直方市
福岡県	水巻町
福岡県	中間市
福岡県	北九州市
大阪府	岬町
大阪府	阪南市
大阪府	泉南市
大阪府	田尻町
大阪府	泉佐野市
大阪府	貝塚市
大阪府	岸和田市
大阪府	忠岡町
大阪府	泉大津市
大阪府	高石市
大阪府	堺市
大阪府	大阪市
兵庫県	尼崎市
兵庫県	西宮市
兵庫県	芦屋市
兵庫県	神戸市
兵庫県	明石市
兵庫県	播磨町
兵庫県	加古川市
兵庫県	高砂市
兵庫県	姫路市
兵庫県	たつの町
兵庫県	相生市
兵庫県	赤穂市

水害ハザードマップの利活用事例集

水害ハザードマップの利活用の具体事例をまとめているので、参考にしてください。

1. ハザードマップの説明会・ワークショップ及び解説資料の作成等に関する事例	
利活用事例1-1	各種イベントによるハザードマップ活用方法の説明
利活用事例1-2	出前講座を活用したハザードマップの定着
利活用事例1-3	防災マップを活用した防災講演会
利活用事例1-4	洪水ハザードマップ配布時説明資料
利活用事例1-5	ハザードマップの見方・使い方
2. 避難訓練等に関する事例	
利活用事例2-1	災害図上訓練(DIG)を通じたハザードマップの理解促進
利活用事例2-2	ハザードマップを活用した避難訓練
利活用事例2-3	ハザードマップを活用した訓練
利活用事例2-4	ハザードマップを活用した訓練
3. 防災学習・防災教育に関する事例	
利活用事例3-1	教育機関と連携した水防災学習
利活用事例3-2	利根川・渡良瀬川合流点における洪水防災
利活用事例3-3	河川学習会を通じたハザードマップの理解促進
利活用事例3-4	防災キャンプでハザードマップを活用
利活用事例3-5	中学校の通学路でのハザードマップの作成
4. 多様な主体との連携	
利活用事例4-1	マスメディア(ラジオ)による広報の事例
利活用事例4-2	防災タウンページを活用した配布の事例
利活用事例4-3	公民館及び百貨店内市民サービスセンターに掲示した事例
5. 避難の実効性を高めるための工夫に関する事例	
利活用事例5-1	防災マップ作成マニュアル
利活用事例5-2	わが家のハザードマップ
利活用事例5-3	集中豪雨から命を守るプロジェクト
利活用事例5-4	みずから守るプログラム
利活用事例5-5	モバイル・アプリケーションの活用
利活用事例5-6	まるごとまちごとハザードマップを通じたハザードマップの理解促進
利活用事例5-7	現在の河川水位や歴史的な浸水位等をまちなかに表示
利活用事例5-8	災害に強いまちづくり推進
利活用事例5-9	防災まちづくり
利活用事例5-10	避難行動計画支援

ハザードマップの説明会・ワークショップ及び解説資料の作成等に関する事例

各種イベントによるハザードマップの活用方法の説明 (名古屋市上下水道局)

概要：

- ・地域住民の自助を支援する取り組みとして、名古屋市上下水道局主催の各種イベントや市政出前トークなどにおいて、ハザードマップの記載事項や活用方法を説明
- ・地域住民の避難行動の目安（自宅周辺の浸水深の把握など）や避難所の位置、避難経路の選定を支援する情報など避難時に必要となる情報を自治体職員と一緒に記載する

期待される効果：

- ・住民が“いざ”という時の行動を、普段から考えるきっかけとなる。
- ・想定した水害規模に対する住民の対応力が向上する。
- ・地域の防災力の向上が図れる。



局主催イベント（ポンプ所公開）

【資料1－2】

ハザードマップの説明会・ワークショップ及び解説資料の作成等に関する事例

出前講座を活用したハザードマップの定着

概要：あらかじめ準備された講座の内容を、求めに応じてそれぞれの場所に赴いて、その内容を講義する

講師：都道府県、市区町村、河川事務所等の職員

対象：住民、自治会、自主防災組織、学校、PTA、子供会、職域団体等

講座受付方法：

- ・講師派遣側のホームページや地区広報誌で講座名（テーマ）をPRし、事前申込方式で講師の派遣を広く受け付ける
- ・講師派遣側が自ら講座名（テーマ）、日時、場所を設定して講座を開催するケースもある

実施方法：

- ・座学が主体
- ・座学の後、DIG演習やまち歩き等と一連での実施例もあり

講座名の例：

- ・「水害から命をまもるために～ハザードマップによる洪水への備え～」
- ・「ハザードマップを利用しよう！」
- ・「洪水ハザードマップ」
- ・「子供ハザードマップづくり」



平成19年度出前講座風景〔出典／市原市HP〕

特 徴：

1. 説明者側のメリット

- ・講座名（テーマ）を事前に定め、教材等を準備していることから、依頼要請に比較的簡単に対応が可能である
- ・長期間にわたって講座提供ができる
- ・会場等は依頼者側が準備することから、開催のための手間や費用がかからない

2. 受講者側のメリット

- ・研修会等の集会や会合での一部としても依頼ができる
- ・比較的少人数で開催でき、質問等がしやすい
- ・講座名が種々準備されており、希望にあった講座を選択しやすい

番号	メニュー名	メニューの概要 ※詳細については右欄の実施課等にお問い合わせください。	講座時間 (分)	実施課・室・所等
113	「みやぎの治水事業」について	これまでの治水事業を振り返るとともに、今後のみやぎの川づくりの方向について、県民のみなさんと一緒に考えます。	60	河川課 企画調査班 TEL 022-211-3173
114	水害から命を守るために ～ハザードマップによる 洪水への備え～	最近、ゲリラ豪雨の頻発化等、雨の降り方が変わってきています。洪水ハザードマップや防災情報を活用して、洪水に備えるための方法や知識を、分かりやすく説明します。	60	河川課 企画調査班 TEL 022-211-3173
115	「宮城県沿岸域における海岸堤 防高さと津波防御」について	今回の津波被害に対し整備を行う海岸堤防高の設定と、津波防御の考え方について、分かりやすく説明します。	45	河川課 河川整備班 TEL 022-211-3174
116	みやぎの「土砂災害対策」 ・エッ！こんな所にも危険な箇所があるの？	砂防えん堤等の整備促進に加え、土砂災害の危険が高まった時に避難を行うための情報提供について説明します。	60	防災砂防課 砂防・傾斜地保全班 TEL 022-211-3232 各土木事務所 砂防担当班

出前講座のメニュー例〔出典／みやぎ出前講座メニュー集（平成24年度版）〕

ハザードマップの説明会・ワークショップ及び解説資料の作成等に関する事例

防災マップを活用した防災講演会（松山市）

取組主体：松山市
対象地域：市内全域
取組概要：

- ・市に災害対策指導監を設置（元自衛官を採用）し、各地区で防災講演会を開催
- ・平成21年度 46回の講演会を開催し、延べ3千人以上が参加
- ・平成22年度 39回の講演会を開催し、延べ3千人以上が参加
- ・平成23年3月 「まつやま防災マップ」を市内全戸配布
- ・平成23年度 107回の講演会を開催し、延べ7千人以上が参加
- ・平成24年度 73回の講演会を開催し、延べ4千人以上が参加

平成23年度以降の講演内容：

- ・防災マップの活用方法、地区ごとの水害履歴や浸水ハザードマップの浸水深に応じた避難方法等を周知し、避難の際に住民が個々の判断で行動するための知識を広く提供
- ・全国の過去の災害の教訓から、浸水ハザードマップの「想定外」や災害時の避難行動についての普及を図る
- ・避難中の被災を避けるため、すでに浸水している避難路を利用して避難場所へ避難するよりも、建物の2階以上へ避難する「垂直避難」で良い場合もあるという考え方も周知

まつやま防災マップ



ハザードマップの説明会・ワークショップ及び解説資料の作成等に関する事例

洪水ハザードマップ配布時説明資料（本巢市）

取組主体：本巢市

対象住民：浸水想定区域内のすべての自治会住民

取組概要：

- ・平成18年3月 洪水ハザードマップ作成
- ・洪水ハザードマップの作成にあわせて、記載内容をわかりやすく解説し、避難所までの避難経路の計画づくり等、水害時に活用できるよう、「配布時説明資料」を作成
- ・「配布時説明資料」は、洪水ハザードマップの配布時に住民に回覧周知し、洪水ハザードマップとともに市のホームページにも掲載

記載内容：

【洪水ハザードマップの利用方法】

- ・自宅の浸水深の確認
- ・自宅近くの避難所の確認
- ・各戸で避難所までの避難経路の計画づくり
- ・「我が家の防災メモ」の記入（避難経路図、家族の連絡先、我が家の緊急連絡先）
- ・徒歩による避難経路の確認の働きかけ
- ・洪水に関する備え、情報収集方法等を洪水ハザードマップ表面に記載

【洪水ハザードマップの保管方法】

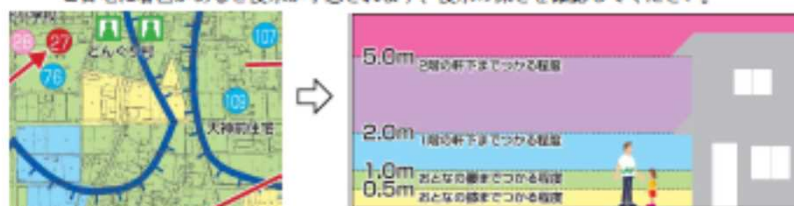
- ・本巢市総合カレンダーに洪水ハザードマップ収納ポケットを設置

2. 洪水ハザードマップの利用方法

洪水ハザードマップの利用方法について、以下の順番に説明を行ってください。

（1）洪水ハザードマップを開いてご自宅を確認してください。

ご自宅に着色があると浸水が予想されます。浸水の深さを確認してください。



（4）「我が家の防災メモ」に必要事項を記入してください。

避難場所や避難経路、家族の連絡先、緊急連絡先を記入してください。

【記入例】

災害の種類	風水害時	地震時	避難経路作成の留意事項
わが家の避難所	〇〇小学校	〇〇小学校	・道路から水の溢る経路や土砂災害の危険箇所は避けましょう。 ・実際に家族で歩いてみて、安全を確認しましょう。
避難所の電話番号	〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇	

ハザードマップの説明会・ワークショップ及び解説資料の作成等に関する事例

ハザードマップの見方・使い方（名古屋市）

取組主体：名古屋市

周知方法：市ホームページに掲載、市政出前トーク等で説明

取組概要：平成22年6月 「洪水・内水ハザードマップ」作成
「洪水・内水ハザードマップ」にあわせて「ハザードマップの見方・使い方」を作成し、配布した「洪水・内水ハザードマップ」が活用されるよう、市ホームページに掲載するとともに市政出前トーク等で説明

記載内容：

- ・「洪水・内水ハザードマップ」（A1版両面印刷）「情報面」及び「地図面」のそれぞれの記載内容
- ・避難など適切な行動をとるために確認しておく事項（浸水深の確認、適切な行動の確認、避難場所と避難経路の選び方）

洪水・内水ハザードマップの見方・使い方

洪水・内水ハザードマップを有効に使っていただくため、マップの見方・使い方についてご説明しています。
印刷して、ハザードマップとともに電話やテレビの横など、分かりやすい場所に保管してご利用ください。

洪水・内水ハザードマップで どんなことが分かるの？

■情報面

記載場所	主な記載内容
1 浸水発生メカニズム	洪水と内水はなぜ起こるのか
2 生命財産を守る情報	防災、気象情報の種類と入手方法
3 浸水時の行動	避難行動の目安 避難のしどころ 避難するときに注意すること 簡易水防工法の例 自宅への浸水を防ぐ方法 特に注意が必要な箇所 浸水時に危険な場所
4 災害時に備えて日ごろの準備	家族で話し合うときに使えるメモ

■地図面

主な記載内容

- 内水はなぜ起こるのか、洪水（大・中・小川）が起きた場合の浸水深を示した地図
- 避難場所
- 土砂災害危険箇所等やアンダーパスなど浸水時の危険な箇所

洪水（大・中・小川）・・・注内川、矢田川がはな漏した場合は
洪水（中・小川）・・・大・中・小川以外の川がはな漏した場合は

※ 図によっては、浸水の範囲がない区や洪水が大・中・小川どちらか一方のみの区もある場合があります。

マップを見ながら、 避難など適切な行動を確認しましょう

ステップ1 浸水深の確認

【地図面】を参照して、ご自宅周辺の浸水深を下表の該当するところに○印を記入しましょう。

	0.5m未満	0.5～2.0m未満	2.0～5.0m未満	5.0m以上
洪水（大・中・小川）※				
洪水（中・小川）※				
内水はなぜ				

※ 図によっては、浸水の範囲がない区や洪水が大・中・小川どちらか一方のみの区もある場合があります。

ステップ2 適切な行動の確認

ステップ1の浸水深をもとに【情報面】の3 浸水時の行動 避難行動の目安で適切な行動を確認しましょう。

☐ 避難が必要 ☐ 自宅の高所で待機可能 ※ 口にいれ点をチェック

ステップ3 避難場所と避難経路の選び方

【地図面】を参照し、避難場所や避難経路を選ぶ際には、下記の危険箇所を確認しましょう。

- 浸水時に危険な避難場所（【地図面】に赤字で記載）
- 土砂災害危険箇所（※）等、アンダーパス（※）
- 浸水深が深い箇所
- 下記注意事項の「道路が冠水している場合の危険箇所」

避難場所の確認

【地図面】から安全と思われる避難場所を選び、下記に名称を記入しましょう。

避難場所名称： _____

※ 避難場所以外で、4階以上の鉄筋コンクリート造の建物も安全な場所です。
避難場所を日ごろから確認しておきましょう。

避難経路の確認

【地図面】に避難経路を書き込むなど、日ごろから避難場所までの経路を確認しておきましょう。

注意事項 マップに記載されていないその他の危険箇所

道路が冠水している場合の危険箇所 冠水・倒壊・水没・ため池など、危険が予測される箇所にご注意下さい。

冠水では、水が流れてくると、水の流れが速くなるため、危険です。

冠水では、水が流れてくると、水の流れが速くなるため、危険です。

● 避難場所までの経路に危険箇所がないか、日ごろから確認しましょう ●

問い合わせ先 消防防災課 TEL 052-972-3523 FAX 052-962-4030
他の区の地図面をダウンロードしたい方は、
名古屋市公式ウェブサイト（http://www.city.nagoya.jp/）
ハザードマップ（検索）

平成22年6月

避難訓練等に関する事例

災害図上訓練（D I G）を通じたハザードマップの理解促進

概要：

- ・ D I Gとは、Disaster Imagination Gameの略
- ・ 演習参加者が小グループで地図を囲み、地域のリスクなどを地図に書き込みながら、災害対応の検討を進めていく演習
- ・ 演習は、大きく3段階で実施され、「自分の住む町の防災力を理解する」「想定される災害を理解する」「対応策を考える」ことで進められる

対象：地域住民、自治会、自主防災組織、学校等

実施方法：

- ・ 洪水の基礎的知識を得るための座学を実施
- ・ 防災のテーマを定め、ファシリテータ（＊）のもとでの訓練の実施
- ・ 地図に記入したことの確認等のためのまち歩き等
（＊）ファシリテータとは、進行役、司会者のことであり、議論を活発化させるための助言、指導、コメント等も行う

具体の作業手順例：

「地域版ハザードマップづくり」をテーマにした場合

- ① 地域に潜む危険個所を気づく
 - ・ 地域の水害の記録を地図に書き込む
 - ・ 避難の際の危険個所を地図に書き込む
- ② 水害のリスクを知る
 - ・ 自治体が作成したハザードマップから地域のリスクを読みとる
- ③ 避難の方法、時期を議論し確認する
- ④ 地域から避難所までのルートを設定し、地域版ハザードマップを作成する

D I G訓練の特徴：

- ・ 小人数での作業であり修得度が高い
- ・ 地図を囲みながらみんなで議論し、地図に書き込んでいくことから災害のイメージが出やすい
- ・ グループで討議することから、危険個所等の情報が共有化できる
- ・ 気づきが生まれる

河川学習のポイント：

- ・ 災害図上訓練D I G（指導者の手引き）〈岐阜県〉
- ・ 地方公共団体の風水害図上型防災訓練の実施要領のあり方に関する調査研究報告書（平成20年度）〈総務省消防庁国民保護・防災部応急対策室〉

【D I G訓練の様子】



災害図上訓練D I G指導者の手引き〔出典／岐阜県HP〕



市町村による図上型防災訓練の実施支援マニュアル
〔出典／総務省消防庁HP〕

避難訓練等に関する事例

避難訓練等に関する事例

ハザードマップを活用した避難訓練（燕市）

取組主体：燕市

対象地域：大河津分水路右岸地域を含む分水小学校区

経緯：

- ・平成20年3月、洪水ハザードマップ作成、全戸配布
- ・平成20年度、住民を対象に洪水ハザードマップの説明を実施
- ・平成23年7月新潟・福島豪雨等の豪雨災害の経験や東日本大震災における津波の河川遡上の教訓から、特に大河津分水路右岸地域においては、水害に対する住民の防災意識が高まっていた
- ・新潟大学災害・復興科学研究所の指導、助言を得ながら、平成23年11月に分水小学校区を対象に避難訓練を実施（住民約380人が参加）

取組概要：

- ・避難訓練実施当日に洪水ハザードマップを活用した振り返り会を開催
- ・避難訓練から約1ヶ月後にも振り返り会を開催し、避難情報の内容、発信方法、とるべき避難行動等について、訓練成果の定着を図った

洪水ハザードマップを活用した振り返り会（訓練当日）の様子



避難訓練等に関する事例

ハザードマップを活用した訓練（取手市）

取組主体：取手市、取手市南町自主防災会、国土交通省

対象住民：取手市南町自治会

（堤防が決壊した場合に浸水深が2～5m又は浸水継続時間が60時間以上と想定される地域を対象）

取組概要：

- ・平成24年2月、国土交通省が小貝川洪水による重大災害を想定した、「平成23年度小貝川洪水情報伝達演習」を実施
- ・堤防決壊時に浸水深や浸水継続時間など過酷な状況が想定される沿川自治体及び住民が参加
- ・沿川の取手市、沿川住民が連携して実施することにより、河川管理者と住民双方の課題等を抽出し、災害時の自治体及び住民への情報提供の強化、住民等の防災意識の向上を図る
- ・取手市災害対策本部では、洪水ハザードマップを活用して住民避難を検討
- ・沿川住民約30人が水害時緊急避難所への一次避難訓練、水害時緊急避難所から避難場所へ市バスによる移動訓練に参加

「平成23年度小貝川洪水情報伝達演習」の様子

市災害対策本部



沿川住民



防災学習・防災教育に関する事例

教育機関と連携した水防災学習（久留米市）

取組主体：久留米市教育委員会、学校長、防災識者、国土交通省ほか

目的：学習指導要領の改訂に伴い、正式な社会科の授業で身近な筑後川を題材とした風水害対策を採用することで、久留米市内の小学校を対象とした幅広い防災知識向上を目指す。また、子供を通じて保護者への防災意識向上の広がりも期待した。

経緯：平成23年度の小学校新学習指導要領の全面改訂実施に伴い、新たな単元に「自然災害の防止」が取り入れられたことで、水防災学習を学校教育と河川管理者が連携して普及促進することとした。

平成21年度 水防災学習プログラムの方針策定

平成22年度 新学習要領全面実施に向けた関係者ヒアリングと
水防災学習プログラム（案）作成

平成23年度 久留米市内小学校の2校3クラスで試行授業を実施

平成24年度 前年度に引き続き、市内小学校2校6クラスで試行授業実施 予定

内容：5年生社会科単元の「自然災害の防止」において、身近な筑後川を題材とした学習プログラムを作成し、4時限の試行授業を行った。

1時限目：国土の地形や気候との関わりで自然災害が起こりやすいことをつかむ

2時限目：郷土の筑後川を題材に、風水害を防止するために普段から公的機関が行っていることをつかむ（ハザードマップの見方を知る）

3時限目：郷土の筑後川で風水害が発生した場合を題材に、公的機関の働きや連携についてつかむ

4時限目：1～3時限目を振り返り、自然災害に備えるための防災意識を高め、自分自身でできることを考える（風水害に対する心がけを知る）

試行授業の実例（平成24年2月、久留米市内の小学校）

1時限目（2月20日）

- （めあて）
- ・何で日本は風水害が起こりやすいのだろう。
 - （ねらい／授業内容）
 - ・日本で起こっている風水害の発生状況を知る。
 - ・日本は地形的、気候的に風水害の起こりやすい国であることを知る。



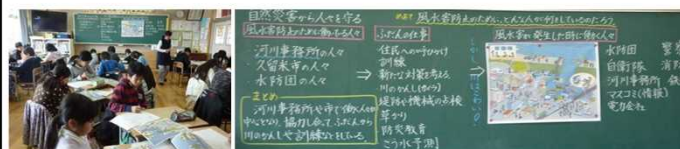
2時限目（2月22日）

- （めあて）
- ・風水害の防止のために国や県はどんな対策をしているのだろう。
 - （ねらい／授業内容）
 - ・過去の筑後川における風水害の発生状況を知る
 - ・風水害の防止のために、筑後川で国・県が行っている治水対策とその役割を知る。
 - ・ハザードマップの見方を知る（現状の安全度の確認、避難場所の確認）。



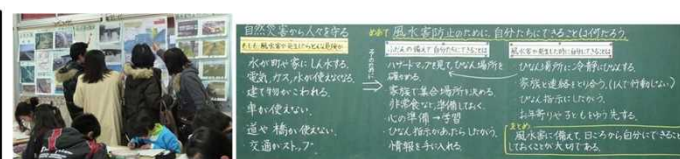
3時限目（2月24日）

- （めあて）
- ・風水害の防止のためにどんな人が何をしているのだろう
 - （ねらい／授業内容）
 - ・風水害が発生したら、河川管理者、自治体をはじめ、多くの人の働きで自分たちの安全な生活が保たれていることを知る。
 - ・万が一のことを考えて、自分たちにもできることがないかという思いを引き出す。



4時限目（2月28日）：親子参観

- （めあて）
- ・風水害時に自分たちができることは何だろう。
 - （ねらい／授業内容）
 - ・風水害が発生したら、どんな事象が起きるかを考える。
 - ・普段や風水害発生時に自分たちは何が出来るかを考える。
 - ・風水害に対する心がけを知る。



授業を終えた先生の感想（効果）

- ⇒
- ・教科書どおりの内容ではなく、身近な筑後川を題材とすることで、子どもの理解が深まり、家庭で水防災について話し合う良い機会になった。
 - ・筑後川河川事務所が持っている幅広いデータは、他の授業にも展開できると思う。今回の単元も含め、来年度以降も活用したい。

防災学習・防災教育に関する事例

利根川・渡良瀬川合流点における洪水防災 (加須市、板倉町、古河市、境町、坂東市)

取組主体：加須市（旧北川辺町）、板倉町、古河市、境町、坂東市、国土交通省

対象範囲：平成18年度～加須市北川辺地域（旧北川辺町）

- ・カスリーン台風で甚大な被害発生
- ・貯留型の浸水特性
- ・全域が深く浸水するため、地域住民全員が避難する必要がある

平成23年度～板倉町

- ・加須市北川辺地域と同様の地域特性

平成24年度～古河市・境町・坂東市

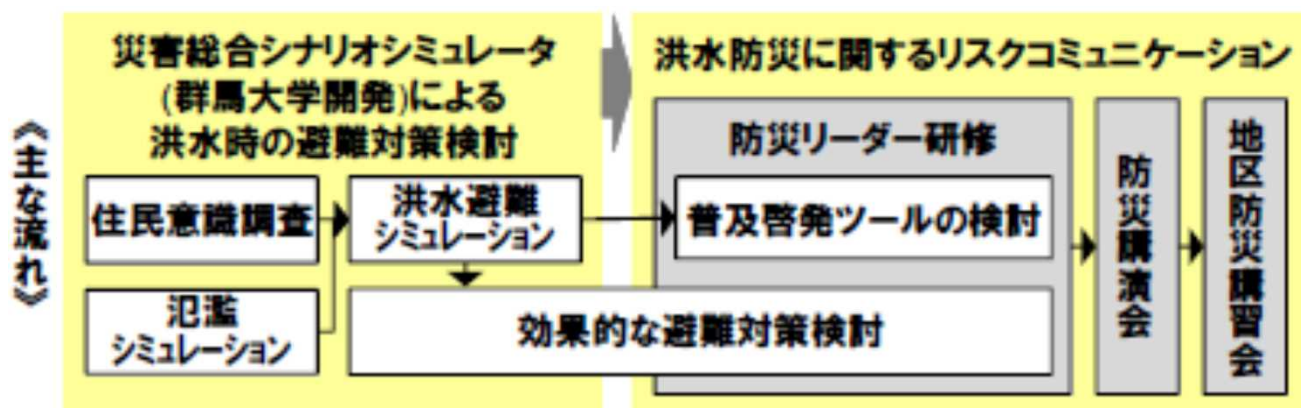
- ・拡散型の浸水特性
- ・深く浸水する地域と浸水しない地域が混在するため、地域住民全員が避難する必要はない

取組の視点：

- ・地域住民が、地域の洪水リスクや総体としての住民意識の現状を正しく理解し、洪水防災への意識向上を図ることができるためのコミュニケーション
- ・住民と行政それぞれが取り組むべき避難対策を具体化するための検討の場の設定や住民にもわかりやすい手法を用いた検討実施
- ・地域防災の担い手（防災リーダーや自治体職員）自らが、住民に洪水防災の普及啓発を行うための気運の醸成から手立ての構築までのしくみづくり
- ・【1stステップ】では、地域防災の担い手の育成（防災リーダー研修等）を行い、【2ndステップ】で地域の担い手を介して一般住民に取組を普及させる方法

取組概要：

- ・地域の課題を把握するための住民意識調査
- ・洪水避難シミュレーションによる被害想定と効果的な避難対策の検討
- ・防災リーダー研修による適切な避難対策の周知と地域への普及啓発方法の検討
- ・住民を対象とした防災講演会の実施
- ・動く洪水ハザードマップを中心とする普及啓発ツールの開発
- ・地域住民を対象とした自治会・行政区単位の地区防災講習会
- ・水害を想定した避難訓練の実施



防災学習・防災教育に関する事例

河川学習会を通じたハザードマップの理解促進

期待される成果：

- ・河川のことを広く学習することから、防災に関心がない人達も参加しており、河川学習のテーマとして防災のことを実施する事が出来れば、その人達への防災への関心のきっかけづくりになる。

河川学習会とは：

- ・地域を流れる川の役割等を多面的に知るために、治水、利水、環境等幅広く学習している
- ・一般的にテーマが多岐に渡ることから、シリーズでカリキュラムが組まれる。
- ・そのため、〇〇川塾、〇〇川大学、〇〇川達人の会、〇〇川交流塾、〇〇川セミナーとかの名称で実施されることが多い

主 催：河川管理者、県区市町村、NPO等

対 象：地域住民、学生等

募集方法：ホームページ、チラシ、地区の掲示板、市区町村の広報紙、自治体提供のTV、ラジオ放送等

河川学習会へのハザードマップの取り込み方法：

河川学習会は、河川管理者が何らかの関係を持っていることが多いので、出水期等タイムリーな時期を選んで河川学習会のテーマにする事が必要である。

テーマに選定されれば、下記に示す方法を、河川学習会の主催者と協議して、単独で実施したり、組み合わせて実施したりする。

◆座学

- ・いわゆる勉強会のことであり、講師が教材等を基に専門分野について講義する。
- ・出前講座等で準備している治水や防災の教材を活用して講義し、合わせて開催されている地域のハザードマップについて説明を行うことが想定される。
- ・講義の内容は、治水安全度の現状や気候変動に対する対応、過去の水害の歴史など多岐に渡る
- ・講師は、市区町村の担当者であったり、河川管理者と分担して実施することが考えられる。
- ・また、郷土史家や治水、防災に造詣が深い学識経験者なども想定される。

◆現地学習

- ・座学を補完する目的で実施される
- ・現地見学の内容は、治水施設の現状や整備を進めている個所、治水上注意が必要な個所、過去に大きな災害があった個所、洪水の奇蹟が残されている個所などが想定される

◆パネルディスカッション

- ・講師の方々がパネラーとして参加し議論を行う
- ・河川学習会の主催者にも参加して頂くことも方法である
- ・テーマは、「過去の水害から、これからを考える」など想定される
- ・一つのテーマに対して、色々な分野から見た専門的な意見を聞くことが可能である

◆意見交換

- ・参加者間の考え方や意見を知ることにより知識が深まる
- ・ハザードマップに対する意見を聞くことは、今後の改訂時に役立てる上からも重要である。

◆河川学習に洪水やハザードマップの取り込み事例：

- ① 多摩川流域セミナー（主催：多摩川流域懇談会）で治水をテーマにしたときに、大田区の職員によるハザードマップの説明、京浜河川事務所職員による現地での治水施設の紹介
- ② 筑後川大学（市民向け講座）（主催：筑後川まると博物館運営委員会）で筑後川河川事務所職員による「筑後川の治水と利水の昔と今」講演



ハザードマップの説明をする大田区職員



現地の状況を説明をする国交省職員

防災学習・防災教育に関する事例

防災キャンプでハザードマップを活用（見附市）

取組主体：見附市、見附市教育委員会

対象地域：市内小学校

経緯：

- ・平成18年1月、洪水ハザードマップを作成し、全戸配布
- ・平成23年3月、洪水ハザードマップを「豪雨災害対応ガイドブック」として改定し、全戸配布及びホームページ掲載
- ・平成24年度は、出水期前に市内各地区の集会や消防関係者の講習会等でガイドブックの説明を計11回実施

取組概要：

- ・平成24年8月22日～23日、子どもたちが実際の避難所同様に学校で寝泊まりをし、自分の住んでいる地域の危険箇所の確認などを行い、災害時に役立つ知識や技能を身につけるため、名木野小学校で「防災キャンプ in みつけ」を実施
- ・5年生32人、特別支援学校児童6人、保護者、地域の指導者等約100人が参加
- ・過去の水害について学習するとともに、「豪雨災害対応ガイドブック」を使って、自分の住んでいる地域の水害時の危険箇所などを確認
- ・実際に「豪雨災害対応ガイドブック」の浸水想定区域図を見ながら、自分の住んでいる地域を歩き、避難場所、避難経路などを確認

防災キャンプにおけるまち歩きの様子



防災学習・防災教育に関する事例

中学校の通学路でのハザードマップの作成

(熊本県 久木野中学校)

取組主体：熊本県 久木野中学校

対象地域：久木野中学校 通学路

取組概要：

- ・自分達の普段利用している通学路での危険箇所を把握するために、地域住民から危険な箇所を聞き取り調査を実施し、洪水、土砂災害、安全マップの3つを重ね合わせ、総合ハザードマップを作成

期待される効果：

- ・中学生の防災意識向上につながる
- ・中学生を通じて、保護者への防災意識向上の拡がりが見込める
- ・実際に利用する通学路を対象とすることで、様々な気づきが生まれ、地域の危険箇所が確認できる。



通学路の危険箇所を記載したハザードマップ

〔出典：久木野中学校〕

避難の実効性を高めるための工夫に関する事例

マスメディア（ラジオ）による広報の事例

（山梨放送）

取組主体：山梨放送

取組概要：

- ・防災に関する情報をラジオで週1回10～15分間放送
- ・防災の専門家をゲストに招き、パーソナリティーとの会話形式で防災の心得やハザードマップの活用法などを分かりやすく紹介

期待される効果：

- ・メディアを活用することで、不特定多数の幅広い人に対して情報発信が可能となり、ハザードマップへの理解促進や防災意識向上が期待できる
- ・都道府県単位での地元に密着したメディアを活用することで、各地域に即したハザードマップへの理解促進を図ることができる

平成27年9月の放送内容

放送日	放送内容	専門家
9/1（火）	「減災」のススメ	NPO法人 減災ネットやまなし 理事長
9/8（火）	スマホ活用した防災教育	山梨県総合教育センター 担当者
9/15（火）	障害者とりまく防災の現状	山梨県 防災危機管理課 担当者
9/22（火）	水害への備えを～ハザードマップ～	一般財団法人 河川情報センター 担当者
9/29（火）	御嶽山噴火1年～火山防災～	甲府地方気象台 火山防災官

避難の実効性を高めるための工夫に関する事例

防災タウンページを活用した配布の事例

(NTTタウンページ)

取組主体：NTTタウンページ・市町村

取組概要：

- ・緊急時に必要な防災関連情報を厳選し、災害発生時の活用を前提として、持ち出しが可能なように軽量でコンパクトなサイズで発行
- ・一時的避難場所や津波避難ビル、指定避難所などを記した「ハザードマップ」のほか、安否確認や応急手当の方法などを掲載。従来のタウンページより持ち運びが容易なB5版、A5版サイズで、保存版として活用可能

期待される効果：

- ・紙版のハザードマップと異なり、捨てられないことが期待できる。
- ・毎年、全住戸・全事業所向けに発行可能
- ・いざという時に必要な連絡先は一目でわかる



〔出典：NTTタウンページ ホームページ〕



防災タウンページの内容
(左：マップ面、右：情報面)

避難の実効性を高めるための工夫に関する事例

防災マップ作成マニュアル（鳥取市）

取組主体：千代川流域圏会議・分科会

（鳥取市、鳥取県、国土交通省、鳥取大学、鳥取市自主防災連合会等）

対象地域：流域16地区から洪水の危険性が高く、防災に対する意識の高い

3地区（明德、富桑、大正）を選定

（元々は低湿地であり、過去に甚大な浸水被害に見舞われた地域であるが、近年は浸水被害を受けておらず、市街地の拡大により宅地化された地域）

経緯：平成9年12月「千代川流域圏会議」発足

・千代川を軸として地域の交流、連携を図る

・千代川をよりよくするための取組や地域活性化への取組を行っていく

平成22年7月「気候変動にともなう防災・減災を考える会」

（千代川流域圏会議・分科会）設立

・千代川沿川住民の水災害における自主防災意識（自助・共助）の向上を図る

・官民一体となって「犠牲者ゼロ」に向けた取り組みを推進

平成24年3月 分科会において「地域防災マップ【水害編】作成マニュアル」策定

取組概要：地域防災マップの作成、ワークショップ、まち歩き、地域防災訓練、

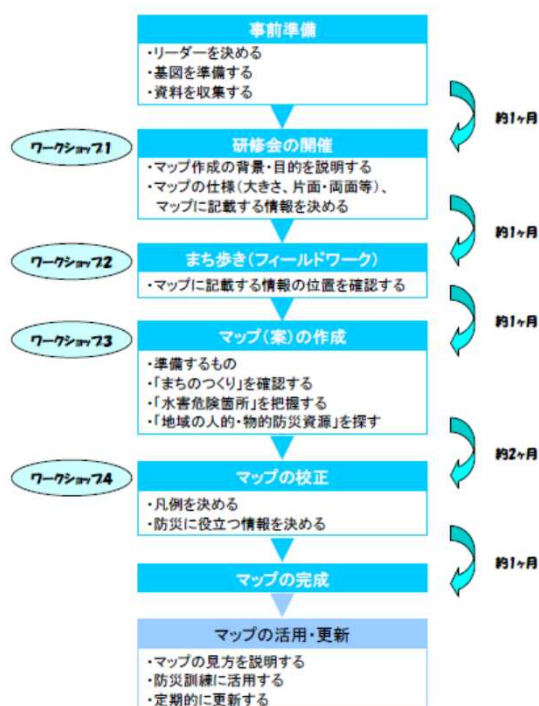
小学校への出前講座等

・水害時の避難に役立てることのみならず、住民が主体となって取り組むことで、地域のコミュニティの強化、地域防災力の向上を期待

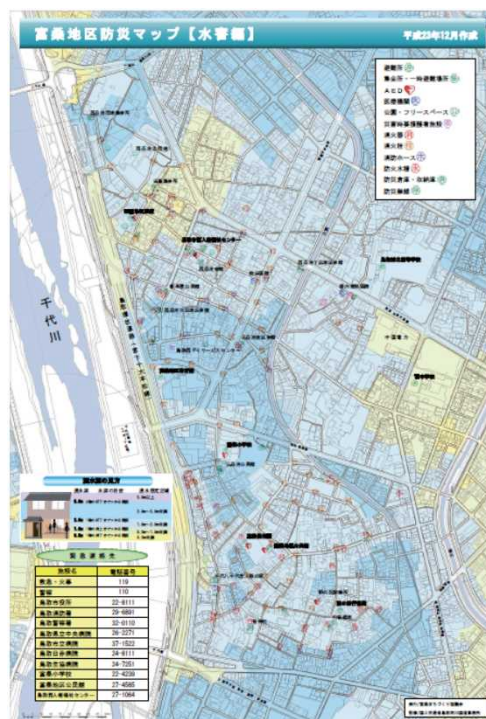
・マップ作成の手順にワークショップやまち歩き（フィールドワーク）等を取り入れるとともに、マップの見方の説明や防災訓練における活用等、マップの活用・更新についても記載

地域防災マップは全戸配布し、各地区の防災リーダーから地元住民へ説明を実施

地域防災マップ【水害編】の作成手順



地区防災マップ【水害編】



避難の実効性を高めるための工夫に関する事例

わが家のハザードマップ（可児市）

取組主体：可児市

対象地域：市内全域（135自治会）

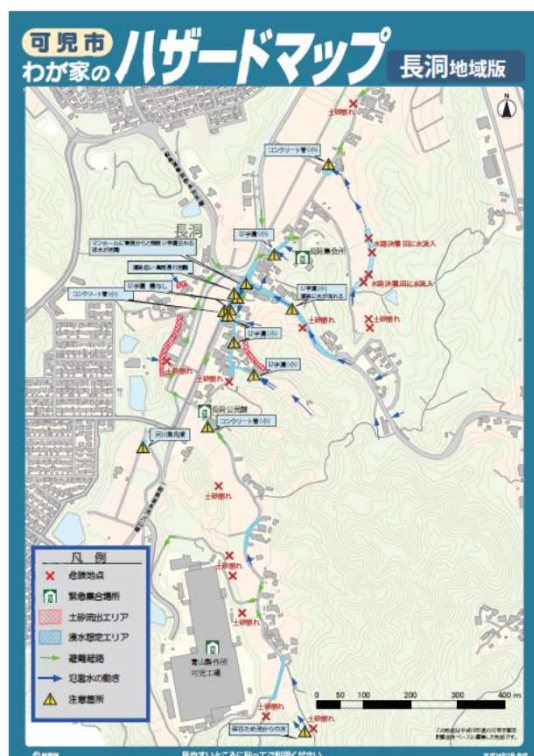
経緯：

- ・平成18年3月 洪水ハザードマップ作成、全戸配布
- ・平成22年7月の豪雨災害で、可児市の延べ39,170世帯、103,365人に避難指示又は避難勧告
- ・平成22年8月、岐阜県が「可児川洪水ハザードマップに関するアンケート調査」（可児市及び御嵩町の住民を対象）を実施
アンケート調査結果で「避難指示又は避難勧告が発令されたが避難しなかった」という回答が回答者36件中30件（約83%）
また、市民からは豪雨災害の記憶を記録として残したいという要望があった
- ・平成24年度末までに80自治会で「わが家のハザードマップ」完成予定

取組概要：

- ・各自治会が、まち歩きやワークショップを行い、過去の災害や豪雨時の地域の状況について収集した情報を基に、自治会ごとに危険な箇所を記入した地図を作成
- ・市は、自治会が作成した地図を基に「わが家のハザードマップ」を作成し、印刷したものを自治会住民各戸に配布
- ・市はまた、岐阜県統合型GISを利用して、水防法や土砂災害防止法などに基づいて国や県が定めた浸水想定区域、危険箇所などの情報をわが家のハザードマップと同時に閲覧できるように設定し、「インターネット版わが家のハザードマップ」を作成

「わが家のハザードマップ」(表面)



「わが家のハザードマップ」(裏面)

わが家の取り組み

こんな時には…
・○○○○をしたら

こうします
・市は県民に自主避難を呼びかける。

わが家の取り組み

こんな時には…
例) 避難指示が出たら

こうします
・県民センターに行く

持ち出し品リスト

メモ

家族の情報

家族の名前	生年月日	血液型	居住区	連絡先の電話番号

指定避難所等

施設名称	住所	電話番号
可児市役所	可児市役所	050-1111
可児市消防	下郷土5629-1	050-1119
可児市警察	可児市警察	050-1110

■ 制作：長洞自治会、可児市防災安全課 ■ 制作支援：(財)岐阜県建設研究センター

避難の実効性を高めるための工夫に関する事例

集中豪雨から命を守るプロジェクト（福島県）

取組主体：福島県、関係市町村

対象地域：県内全域（59市町村）

取組概要：平成21年度から市町村の洪水・土砂災害に対する防災意識の向上と水災害対策の推進を図るため、県内全域に県建設事務所単位で、県（土木部、防災部局）、関係市町村（土木部局、防災部局）、消防本部等で構成する「水災害対策協議会」を設立し、地域が連携した減災体制を構築し、以下の取組を連携して実施

【豪雨対策のための講習会】

- ・県が市町村等に対して、地域自主防災にかかる防災講習会、洪水ハザードマップを活用した避難訓練運営への技術的助言等を実施
- ・平成22年度から地域住民を対象として、水害時の避難行動を学ぶための図上訓練講習会を計8回実施し、地域住民約400人が参加

【豪雨から子どもの命を守る出前講座】

- ・平成22年度から小中学生を対象とした防災教育出前講座を計12回実施し、約900人の児童らが水害の危険性や自らの命を守ることを学習

防災講習会の様子



図上訓練の様子



防災教育出前講座（講習）の様子



防災教育出前講座（講演）の様子



避難の実効性を高めるための工夫に関する事例

みずから守るプログラム（愛知県）

取組主体：愛知県、関係市町村

基本的視点：町内会や自主防災会、地域住民、防災NPO法人とともに、
地域協働を中心として行政の情報提供も改善する新しい取り組み

経緯：平成17年度「愛知県河川情報周知戦略」として、住民の避難行動につながる
行政からの情報提供について検討開始

平成21年度「みずから守るプログラム～大雨が降ったら～」

1. 無関心な住民層が、お住まいの地域の水害の危険性に気づく
【気づきを得た住民層】
2. 気づきを得た住民が、具体的にお住まいの地域の水害の危険性や
防災情報の意味を正しく理解する【理解できる住民層】
3. 多様な展開を見せる水害の様相や、避難勧告などの防災情報に接した際に、
自宅の2階など高台に留まり情報収集する「高所避難」か、
市町村から指定されている避難所に避難する「屋外避難」か、
目の前に難が迫ったときに現象を理解し、取るべき行動を正しく判断する
【判断できる住民層】
4. 家族の安否の確認を行う、家族の安全を確保する、隣近所に声かけを行う、
地域の水防活動に参加するなど、目の前に迫った水害に対して
ただしい行動をとる【自助行動できる住民層】

平成23年度 いち早く避難行動できる住民層の形成を目的に

「手づくりハザードマップ作成支援事業」及び

「大雨行動訓練実施支援事業」を開始（7市9地区）

事業内容：

①地域協働事業

・手づくりハザードマップ作成支援事業

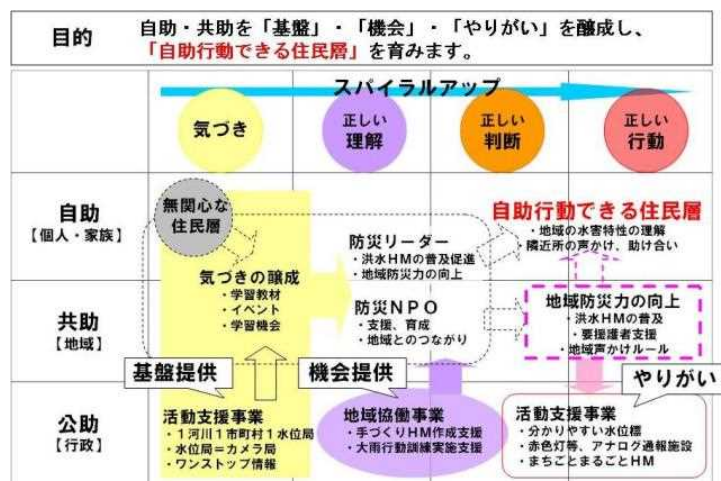
町内会役員・市町村職員・支援者（NPO／ボランティア）が中心となって、
住民参加で洪水ハザードマップを使用した勉強会、まち歩き、ワークショップを
実施し、ワークショップ、発表会を通じて手づくりハザードマップを作成

・大雨行動訓練実施支援事業

手づくりハザードマップを使用して、大雨を想定した情報伝達、避難所への
移動を実施し、反省会を開催して手づくりハザードマップの改善を検討

②活動支援事業

- ・情報基盤の提供
市町村による
「ワンストップ
ホームページ」
作成等を支援
- ・やりがいの醸成
市町村による
まるとまちごと
ハザードマップや
警報灯の設置等を
支援



避難の実効性を高めるための工夫に関する事例

まるごとまちごとハザードマップを通じた ハザードマップの理解促進

期待される成果：

- ・まるごとまちごとハザードマップ（以下「まるまち」と言う）は、「洪水ハザードマップ」に記載されている浸水区域、浸水深、避難所などの情報を基にして標識を設置していく。そのため、標識の設置に当たり地域の方々と一緒に「まるまち」の設置を進めることにより洪水ハザードマップの理解が促進される

「まるまち」とは：

- ・生活空間であるまちの中で、実際の洪水をイメージしてもらうため、屋外に浸水実績水位や、想定深浸水、さらには避難所の方向などを標識を設置するものである。そうすることで日常的に「このあたりまではん濫水がおよぶ」「どこに避難すればよい」といった意識を住民にもってもらい、水害時における速やかな避難行動に繋げるものである

「ハザードマップ」の住民理解に効果的な実施方法：

- ① 参加者
 - ・「まるまち」の設置には、地元住民の参加を仰ぐ
 - ・住民、自治会、自主防災組織、水防団などが想定される
- ② 住民との連携を図る方法
 - ・住民参加のワークショップ型式が有効であり、各地（能代市、村山・置賜地区内市町、鶴岡市、武雄市、穴栗市等）で実施されている
 - ・ワークショップでは標識の設置個所、記入内容等を検討し、「まるまち」の効果的な設置場所や、その場所で必要な情報を決定できる
 - ・ワークショップでまち歩きをする事により、住民間での浸水実績情報の共有化なども図れる
- ③ 地域での取り組み事例（地元地区の方々、武雄市、武雄河川事務所）



〔出典／武雄河川事務所HP〕

全国取り組み等：

- ・設置市区町村数 96市区町村数（○年○月時点）
- ・「まるまち」の設置基準等については「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」（平成18年7月河川局防災課）参照
- ・設置費用として「社会資本整備総合交付金」が活用できる

「まるまち」の図記号

- ・「まるまち」で使用する図記号については、全国どこでも、誰でも、図記号の意味が理解出来るようにJISZ 8210で定めている

【洪水】



【堤防】



【避難所】：



「まるまち」の設置例



専用の支柱に設置
想定浸水深、水位の高さ、避難所を明示している〔出典／大和川河川事務所HP〕



電柱に設置
想定浸水深、水位の高さ、避難所、避難所の方向、避難所までの距離を明示している
英語も表示〔出典／武雄河川事務所HP〕



壁に設置
実績浸水深、水位の高さ、避難所、避難所の方向、避難所までの距離を明示している〔出典／姫路河川国道事務所HP〕



避難の実効性を高めるための工夫に関する事例

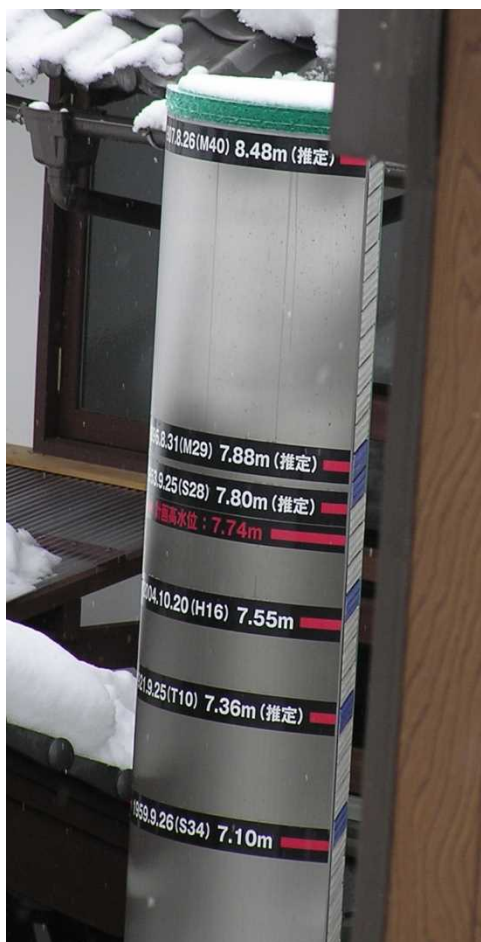
現在の河川水位や歴史的な浸水位等をまちなかに表示

期待される成果：

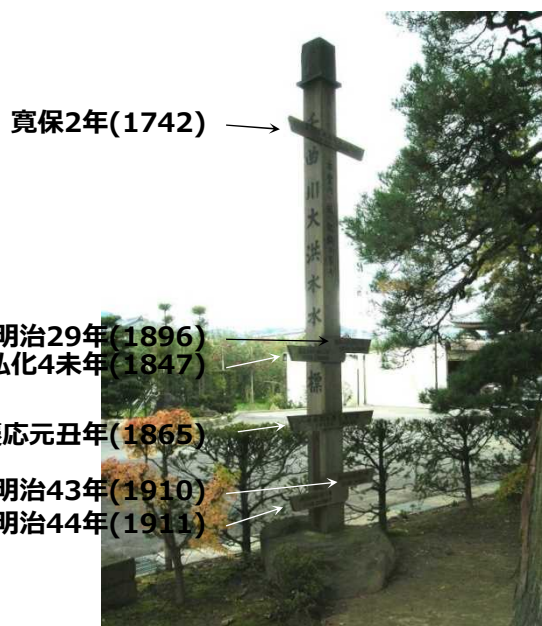
- ・ 河川のリアルタイム水位を知り、現在地の地盤高と簡単に比較できることで、河川がはん濫したときの水位を実感として持つことができる
- ・ 川の水面より低いことが臨場感を持って体感できる
- ・ 歴史的な浸水の実績を知ることで、浸水被害に対してその土地が持つ地形的性格を知ることができる
- ・ 歴史をさかのぼることにより過去には大きな浸水被害があったことを再認識できる



荒川河川水位をリアルタイムに表示
/過去の洪水時の荒川の水位を表示
(東京都江戸川区役所前)



明治時代の浸水位に近年の浸水位に加え
過去にもっと高い浸水があったことを表示
(福知山資料館)



江戸時代までさかのぼって浸水位を表示
(長野県長野市「妙笑寺水位標」)

避難の実効性を高めるための工夫に関する事例

モバイル・アプリケーションの活用（葛飾区）

取組主体：葛飾区、新小岩北地区連合町会、NPO団体、学識者

対象地域：葛飾区全域

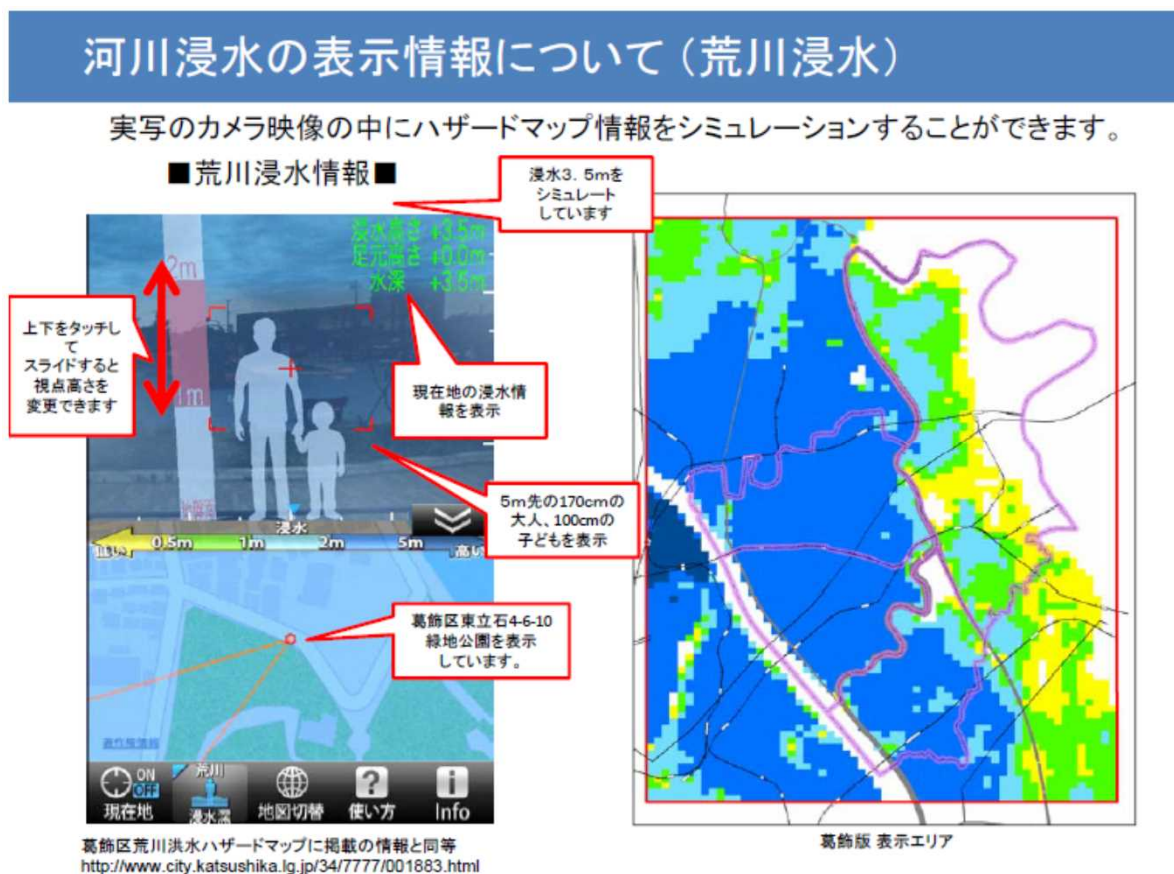
取組概要：

- ・危機意識や災害イメージを共有しなければ、地域全体で水害に取り組むことが困難なため、ハザードマップをより見やすくするツールを都市工学の専門家と開発
- ・水害を経験したことがない住民は、印刷物のハザードマップだけでは水害時の状況がイメージしにくいいため、AR技術（現実環境にコンピュータやモバイル端末を用いて情報を付加提示する技術）を駆使して臨場感のある表現をすることで、地域住民が同じハザードを認識し、危機意識を共有する
- ・平成25年1月「天サイ！まなぶくん」の配信を開始し、自治町会や児童がモバイル端末を使用しながらまち歩きするなど、住民が防災について学ぶためのツールとして活用

表示内容：

- ・避難所位置情報（現在地から最寄りの避難所への直線最短方向、距離を表示）
- ・河川浸水情報（荒川、江戸川、中川・綾瀬川それぞれの浸水情報（現在地の想定浸水深、地盤高）、内水はん濫シミュレーション）
- ・地震危険度情報（地盤面を建物倒壊危険度別、火災危険度別に色分け表示）

「天サイ！まなぶくん」の表示画面の一例



避難の実効性を高めるための工夫に関する事例

災害に強いまちづくり推進（戸田市）

取組主体：戸田市

対象地域：浸水区域内の46自治会

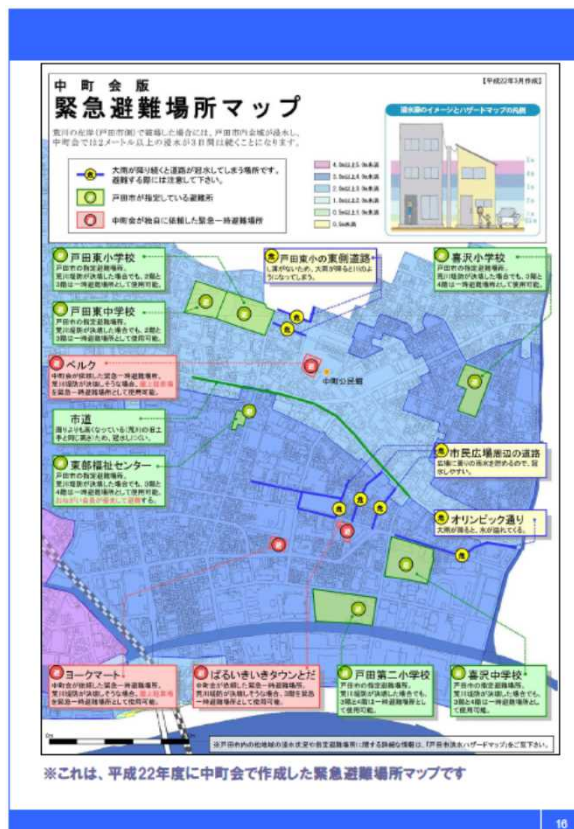
取組概要：

- ・平成18年3月に洪水ハザードマップを作成し、自宅周辺地域の白地図と一緒に配布して、各世帯が検討した緊急一時避難場所を記入できる工夫をしていたが、各世帯だけでなく自治会単位の避難体制についても構築することにより、犠牲者ゼロを目指す
- ・平成19年度から「戸田市災害に強いまちづくり推進ワークショップ」を開催
- ・平成19年度は、5自治会を対象に、洪水ハザードマップで想定されている状況を理解し、そのような状況を想定した緊急一次避難場所の選定、洪水時の避難について、幅広く各自治会が抱える問題点や課題を議論（自治会ごとにワークショップを各4～5回開催）
- ・平成21年度は、平成19年度の取組を踏まえ、5自治会のうち3自治会について、洪水ハザードマップをもとに選定した緊急一時避難場所の利用協定を進め、公的機関だけでなく民間の施設管理者とも覚書締結等を実施、一般自治会住民への周知（リーフレットの作成）等を実施
- ・平成23年3月、ワークショップの成果をとりまとめ、「住民版地域防災計画作成の手引き」を作成

住民版地域防災計画作成の手引き



緊急避難場所マップ



避難の実効性を高めるための工夫に関する事例

防災まちづくり（伊万里市）

取組主体：伊万里市

対象地域：市内全域

取組概要：

- ・平成17年度に市内全域で地区防災会（自主防災組織）が発足し、地区防災委員（地区防災会の構成員）を対象にした研修会を毎年開催
- ・平成20年6月に洪水ハザードマップを作成、該当地区へ全戸配布
- ・平成22年度、市内全域の地区防災会を対象に研修会を開催し、このうち、水害常襲地域であり、平成18年9月出水で甚大な被害が発生した南波多町水留地区において、住民自らがまちを点検し、「マイ防災マップ」の作成、まるごとまちごとハザードマップの取組を実施
- ・平成23年度、南波多町重橋、谷口の2地区で実施
- ・平成24年度、黒川町、南波多町、二里町、東山代町の58地区で実施

南波多町水留地区における取組

水留地区防災まちづくり	作業状況
マイ防災マップの作成 第1回（平成22年12月21日開催） ・主旨説明、進め方について ・マップの作成 第2回（平成23年1月23日開催） ・まちあるき （平成23年3月） 水留地区マイ防災マップ完成！！ まるごとまちごとハザードマップ 第1、2回（平成23年7月22日、8月3日） ・まるまちの主旨説明 ・今後の進め方について （平成23年9月～11月） ・電柱調査、水深記録碑調査 ・測量（直営作業）、NTT等協議 第3回（平成23年10月26日） ・標識設置位置（案）机上確認 第4回（平成23年11月27日） ・標識、設置位置（案）現地確認 ・痕跡水位聞き取り調査 第5回（平成24年3月15日） ・看板設置式	【具体的な作業手順】 ①水路、道路などの基礎情報の表記 ②過去の水害状況などを表記 ③危険箇所・避難経路などの表記 ④まちあるきによるマップの検証   ↑ 洪水推進記念碑を確認 →机上による検討作業 【住民への周知】 ・公民館へ掲示 ・各戸へ配布 【具体的な作業手順】 ①既設電柱や痕跡水位の調査、測量 ②マイ防災マップを基に標識設置位置検討 ③看板（案）、設置位置（案）の話し合い ④まちあるきにより、設置場所等を決定  直営による測量作業  聞き取りで痕跡水位発見  地区内小学生も交えて看板設置

避難の実効性を高めるための工夫に関する事例

避難行動計画支援（津波）（宮崎市）

取組主体：自治会・宮崎市

取組概要：

- ・平成26年度に作成した各地区のモデル自治会の「地域津波避難行動計画」を参考に、各自治会ごとの「地域津波避難行動計画」の作成を支援。
- ・宮崎市としての主な支援内容：住民ワークショップの運営補助、「地域津波避難行動計画」の印刷及びデータの提供

期待される効果：

- ・ハザードマップを活用し、住民自ら地域における水害時に危険な箇所の抽出や避難に要する情報などを把握することができ、自律的な避難行動を促す。
- ・住民が協力して取り組むことで、コミュニケーションの機会にもなり地域コミュニティを強化する効果も期待される。



住民ワークショップの開催



住民ワークショップによる成果